

## 第一編 民主化論の限界

フリーダム・ハウスによれば、2007年現在、民主化移行の最低条件である自由で公正な競争的選挙が行われている競争民主主義国家は世界で123カ国、チュニジアは勿論、その中には含まれていない。そのうち中東・北アフリカ地域内18カ国<sup>1</sup>から選ばれている国もイスラエルを除いて一カ国もない<sup>2</sup>。

なぜ中東・北アフリカのアラブ諸国は、民主化しないのか。この問いは、比較政治学・国際政治学・地域研究のそれぞれの分野で、多くの研究者の関心を惹きつけてきた。そして歴史、文化、社会、政治経済、国際環境、制度、その他多くの角度から光が当てられ、国家から地域へ、地域から国家へ、幾重にも往復運動が繰り返され、地域としての共通項と、国家としての問題を探る取り組みが続けられてきた。

だが、これまでのこの地域における研究は、サディキの言葉を借りれば、「60年代からありとあらゆる概念や理論（発展理論、近代化論、従属理論、文化論、コーポラティズムから官僚主義的権威主義体制論まで）があいまいに適用され、そして退散していった」に過ぎない<sup>3</sup>。近年さかんとなった民主化研究にいたっては、ニブロックの言葉を借りれば、「中東・北アフリカでは、ここ10年の間に主要なテーマとなった」に過ぎない<sup>4</sup>。

事実これまで、民主化移行論における代表的研究とされる、1986年のオドンネル、シュミッター、ホワイトヘッドによる『権威主義支配からの移行—不確実なデモクラシーについての暫定的結論』では、710ページの議論の中に、中東・北アフリカからは1カ国も取り上げられていない<sup>5</sup>。また、ダイヤモンド、リンス、リプセットによる4巻に及ぶ民主化研究『発展途上国における民

---

<sup>1</sup> アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメンの18カ国（アルファベット順）。

<sup>2</sup> Freedom in the World 2006, *Freedom House* 2006, p.4, 12. なおトルコは中東・北アフリカ地域でなく西ヨーロッパ地域に分類されている。

<sup>3</sup> Larbi Sadiki, *Popular Uprisings and Arab Democratization*, *International Journal of Middle East Studies*, Vol.32, No.1, February 2000, p.72.

<sup>4</sup> Tim Niblock, *Democratization: A Theoretical and Practical Debate*, *British Journal of Middle Eastern Studies*, Vol.25, No.2, November 1998, p.221.

<sup>5</sup> Guillermo O'Donnell, Phillippe C. Schmitter and Laurence Whitehead, eds., *Transition from Authoritarian Rule: Prospects for Democracy*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1986. 真柄秀子・井戸正伸『民主化の比較政治学—権威主義支配以後の政治世界』（未来社、1986年）。

主義』においても、トルコのみが、しかもアフリカ地域の民主化を扱った第二巻で議論されているだけである<sup>6</sup>。

そこで第一章で民主化移行論に批判的考察を加えて、民主化移行論の限界について検討する。そして第二章で歴史、国家形成過程、イデオロギー、政治経済の構造から、中東・北アフリカ地域の非民主化の要因を説明していく<sup>7</sup>。特に石油に依存した特殊な政治経済とそこでの外生収入の分配構造が権威主義体制を維持するメカニズムを説明する有力な分析視角である「レンティア国家論」を紹介する。

---

<sup>6</sup> Larry Diamond, Juan J. Linz and Seymour Martin Lipset, eds., *Democracy in Developing Countries, Vol. 2: Africa*, Boulder, Lynne Rienner, 1988. そもそも中東・北アフリカの民主化が重要なテーマだという認識があれば、ダイヤモンドらの四巻からなる、包括的民主化の研究書にも、トルコをアフリカ地域に入れて論じるようなことはしないに違いない。

<sup>7</sup> 本編での議論を進めていくにあたって、主として以下の文献を参考にしたことを記しておく。伊東孝之編『せめぎあう構造と制度：体制変動の諸相』（正文社、2008年）、真柄秀子・井戸正伸『拒否権プレイヤーと政策転換』（早稲田大学出版部、2007年）、『比較政治学』（放送大学教育振興会、2004年）、河野勝『制度：社会科学の理論とモデル 12』（東京大学出版会、2002年）、久米郁夫『政治学』（有斐閣、2003年）、青木昌彦『比較制度分析に向けて』瀧澤弘和・谷口和弘訳（NTT出版、2001年）、青木昌彦「官僚制多元主義国家と産業組織の共進化」青木昌彦編『市場の役割 国家の役割』（東洋経済新報社、1999年）、松本弘「アラブ諸国の政党制－民主化の現状と課題－」日本国際政治学会編『国際政治』第141号「国際政治のなかの中東」（日本国際政治学会、2005年5月）56-71頁。Bertrand Badie, *L'État importé- L'occidentalisation de l'ordre politique*, Fayard, 1992; *Les deux États – Pouvoir et Société en Occident et en terre d'Islam*, Fayard, 1996; *Culture et Politique, Economica*, 1994; *Le Développement politique*, Economica, 1994; *L'État en développement, L'Année Sociologique*, 1992; Bertrand Badie et Guillaume Devin (dir.) *Le multilatéralisme : Nouvelles formes de l'action internationale*, Editions La Découverte, 2007; Bertrand Badie et Marie-Claude Smouts, *Le retournement du monde – Sociologie de la scène internationale*, Presse de la fondation nationale des sciences politiques & Dalloz, 1992; *Démocratie et religion*, Revue Internationale des Sciences Sociales, août 1991; Guillaume Devin, *Les solidarités transnationales*, Editions L'Harmattan, 2004; Yves Schemel; Yves Schemel: *La Politique Dans L'ancien Orient*, Presses de Sciences-Po, 1999.

## 第一章 中東・北アフリカ地域と民主化論

### 第一節 オリエンタリズム的視点

#### 1. 民主化論で見たアラブ諸国の実態

まず、近年の中東・北アフリカ諸国の民主化の現状について概観してみたい。

チュニジアではベン・アリ大統領が政権を掌握して 2007 年 12 月に 20 周年を迎えた。大統領はこれまで 4 回の選挙を 95%以上の得票率で当選している。1994 年歴史上初めて議会に野党が進出したが、最大野党の社会民主運動 (MDS) をはじめ全ての野党勢力は、大統領ベン・アリ率いる与党立憲民主連合 (RCD) と選挙前に議席配分されている擬似野党である<sup>8</sup>。連合派民主連盟 (UDU)、人民連合党(PUP)、共産党 (93 年にEttajdid[革新]に名称変更)、社会自由党 (PSL) は、表立った対立行動をとらないことが認可の引き換えとなった<sup>9</sup>。Ettajdid、UDU、PUPは、議会に議席を持つものの、実質的な党员による組織がない。事実上幽霊組織で、独裁という批判の目を逸らすための傀儡政党である<sup>10</sup>。メディアはほとんど口を閉ざしたままである。ただし、一部の人権団体の活動は許されている。

アルジェリアにおいては、1992 年-1998 年の内戦終結後の 1999 年、停戦協定 (ローマ協議) と軍主導によって大統領となった元将軍ゼルーアルから文民出身のブーテフリカへと政権が移った。この時 6 名の対立候補は大統領選をボイコットしてブーテフリカは“自動的”に当選した。対立候補にラジオ、テレビなど宣伝使用は一切認められていなかった。また投票所に向かったのは、選挙民資格を持つ 25%、しかもブーテフリカに投票したのはその内、7.5%しか投票しなかった<sup>11</sup>。それでも、2004 年 4 月 8 日の大統領選では、ブーテフリカが圧倒的得票数 (865 万票) でベンフリス (65 万票) を制した。投票率は 59.26%であった<sup>12</sup>。2009 年 4 月 9 日の大統領選挙では、ブーテフリカ大統領が 3 選を果たした。これに先立つ 08 年 11 月、憲法改正に係る国民投票によって、2 期 10 年の大統領任期制限の解除が承認されていた。この時点でブーテフリカ大

---

<sup>8</sup> 1994 年 3 月、選挙法改正によってそれまでの 141 議席から 163 議席へ増員されることが決まり、増員分の 19 議席が野党に得票率に合わせて比例配分されることが決定された。さらに 1997 年末 RCD 主導によって野党は全体の 20%、36 議席がいかなる選挙結果でも確保されることになった。

<sup>9</sup> 実際に Ettajdid は、その前身の共産党時代に 1963 年から 81 年まで、18 年間一切の活動が禁止されていた。その過去は現在においても大いに行動を制限しているといえる。

<sup>10</sup> Michel Camau, Vincent Geisser, *Le Syndrome autoritaire*, Paris, Presses de Sciences-Po, 2003, pp.238-240, Guilain Denoëux, *La Tunisie de Ben Ali et ses paradoxes*, *Monde arabe Maghreb-Machrek*, No.166, Oct.-Déc. 1999, p.45.

<sup>11</sup> William B. Quandt, *Democratization in the Arab World? - Algeria's Uneasy Peace*, *Journal of Democracy*, Vol.13, No.4, October 2002, pp.17-18.

<sup>12</sup> 福田邦夫『独立後第三世界の政治・経済変容—アルジェリアの事例研究—』(西田書店、2006 年)、211, 214-215 頁。

統領の当選は確実視されていたため、選挙戦は新味に乏しく、低い投票率が予想されていた。しかし、投票率は前回の 59.26%を大幅に上回る 74.54%を記録し、ブーテフリカ大統領は得票率 90.24%で圧勝した。

2009年3月25～27日に行った選挙直前の現地での聞き取り調査では、同大統領の高い支持の背景として、過激派やテロの制圧による国内和平の実現を真っ先に挙げる者が多かった。また、経済発展に加え、安定した生活ができる社会の構築も高く評価されていた。女性の大統領候補者として注目を集めたルイザ・ハヌーン氏は、次点に終わったものの、得票率は 1.16%から 4.22%へ大幅に上昇した。ハヌーン氏は、労働者党 PT の代表で弁護士でもある。同氏の活躍は、女性の社会進出を象徴しており、アルジェリアが自由で平等な社会の実現に向けて進んでいるあらわれといえよう。

他方、アルジェリア議会は、1997年、憲法改正後初の議会選挙以降、一党支配を続けていたアルジェリア民族解放戦線 (FLN) が敗退し、アルジェリア史上初めて民主国民連合 (RND) が議会第一党となった。その後首相を輩出して、連立内閣ができるなどゆるやかに安定した多党制に移行している<sup>13</sup>。

ただし問題も山積している。例えば 2003年、ブーテフリカは、2004年大統領選挙への出馬を表明した首相のベンフリスを解任した。そしてブーテフリカは、FLN の絶対安定多数下にあった議会の指名に関係なく、事実上“野党”の位置にあった RND の党首ウヤヒアを内閣の首班に指名した。この時議会はベンフリスの解任を黙認して大統領に譴責をかけなかった。このような権力の交代は、多数決に基礎を置く民主主義の正当性の意味を著しく切り崩している。これでは議会は、支配の正当性の確立のためではなく、問題解決のためのアリーナでなく、単なる談合の場ではない。2002年、2007年と国民議会選挙の投票率は 42%、35%と下降線をたどっている。

エジプトでは 2005年9月、ムバラク大統領が 5期目に入った。2008年現在で 28年間政権にある。2005年2月、ムバラクはテレビ放送において大統領選において対立候補者を認めると突然の表明を行い、初めて複数候補者による選挙戦となった。だが、実際には、大統領候補者として立候補できる者は、立候補すればムバラクの地位を脅かす可能性がある「明日の党」党首アイマン・ノウルのような著名な有力候補を除外するようになっていた<sup>14</sup>。

続いて行われた 2005年の議会選挙では、非合法のモスリム同胞団が前回の 17議席から 88議席を獲得して躍進した。だが、ムバラク率いる与党国民民主党 (NDP) は、依然として絶対安定

---

<sup>13</sup> Quandt 2002, *op.cit.*, pp.18-19. 2002年にはFLNが安定多数を維持する 199議席を獲得し、第一党に返り咲いたものの、2007年の議会選挙では、FLNは再び支持を落とし 136議席、RNDが 62議席、「平和のための社会運動 (MSP)」が 51議席となり再び連立内閣を形成することになった。また注目すべきことにMSPなど穏健的イスラム政党であることである。

<sup>14</sup> ノウルはその後当局に逮捕され現在 (2008年) も拘束されている。

多数を有している。擬似的民主主義体制を維持する NDP の中枢で書記局委員として活動するムバラクの子息ガマール・ムバラクが 2002 年 9 月には書記局政策局長に任命され、ムバラクは息子に政権移譲を図るつもりではないかという疑惑が強かった。現在のところは実行に移されていない。NDP は近年実業家層との結びつきを強め、25 名の書記局のうち 5 名は実業界から任命されている。その動きは実業家出身であるガマール・ムバラクを支える人事であると考えられている。

シリアは、民主化プロセスが最も停滞している国の一つである。定期的に選挙は行われているものの、事実上バース党の一党支配体制は続いている。人権状況は 30 年間大統領にあった父ハーフェズ・アサド（1970–2000 年）時代よりも悪化している。2000 年に逝去後政権を譲り受けたバシヤールは、言論の自由を許さず、反対派勢力には容赦のない弾圧が加えられており、ヒューマン・ライツ・ウォッチの調べでは 1 万 7,000 名以上が行方不明となっている<sup>15</sup>。外交面でもイスラエルとの和平を模索するレバノンに介入を続けている。反シリアを唱える政府要人をテロによって殺害するなどその強硬姿勢によって近年アメリカに特に警戒されている。

モロッコは、中東・北アフリカにおいて民主化の評価において近年最も高い評価を得ている国家の一つである。1996 年 9 月憲法改正により二院制に移行した。2002 年の総選挙で 22 の政党が議会に進出するなど議会の民主度はどの国よりも高い。また下院（325 議席）に首班指名された者が首相に就任するということになっていて、王制 8 カ国の中では最も議員内閣制を発達させている。だが実質的に首相には権限がなく、モハメッド VI 世の直接統治が続いている。2007 年 9 月の総選挙では、ナショナリスト政党であるイスティキュラル党が議会第一党に返り咲き（52 議席）、モロッコ史上初めて議会第一党になると目されたイスラム政党である公正開発党（PJD）は 47 議席にとどまった。なお、ベルベル民族系の人民運動(MP)は 43 議席、リベラル政党である独立派国民連合(RNI)は 38 議席を獲得し、一方前回議会第一党だった人民諸勢力社会主義連合(USFP)は 50 議席から 36 議席に後退した。約 9 年以上政権運営に携わり、生活レベルを向上させることができなかつたことへの批判となった<sup>16</sup>。メディアにもある程度の自由が認められている。だが、同国での人権状況は、改善されなければならない分野は多い<sup>17</sup>。15 歳以下の未成年の労働を禁じるという法があっても、多くの子供が労働に従事している。

ヨルダンも中東・北アフリカ地域で最も早くから複数政党体制に移行し、モロッコとともに民主化が期待されている国家である。1992 年には野党を認め、1993 年には自由で公正な選挙が行われた。1999 年 2 月、ハッサン国王の跡を継いだアブドゥッラー国王のもとで穏健的政治が続い

---

<sup>15</sup> <http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/syria14722.htm> [2008/03/01]

<sup>16</sup> Libération, La démocratie marocaine fragilisée par l'abstention, 10 septembre 2007.

<sup>17</sup> <http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/morocc14714.htm> [2008/03/01]

ている。民主化へのはっきりした道筋はまだ見えないが<sup>18</sup>、言論の自由、特にインターネットなどは最も自由な活動が認められている。

湾岸産油国の王制諸国の民主化は漸進的という言葉が最もふさわしい。バーレーンは2002年2月憲法改正を行って、首長制から王制に移行した。同時に二院制を設置し、同年10月には、初めて下院議会において選挙が実施された。女性参政権も認められ、人権面でも著しい向上がみられる。

湾岸諸国では最も古い1962年に設立された議会有するクウェートでも近年さらなる政治改革がみられた。2009年5月16日、クウェート議会総選挙では、全国5つの選挙区で10名ずつ議員を選出する大選挙区制のもと、定員50議席に対して210名が立候補した。これまでサバーハ首長家が率いる政府と激しく対立してきたスンニ派イスラム勢力は、前回、イスラム原理主義的傾向の強いイスラム・サラフィー連合（スンニ派）の10議席を含めてスンニ派イスラム主義者が21議席を獲得していたが、今回は11議席となり、安定した政権運営が期待されている。また、今回の選挙では、4名の女性候補者が議席を獲得した。女性候補者の当選は同国史上初であり、多数の内外メディアに取り上げられた。

同国の民主化の歩みを概観すれば、2005年憲法改正によって21歳になる女性の参政権を認め、被選挙権も30歳以上の女性が認められた。この法改正により選挙民は一举に33万9,000人に拡大した（それまで13万9,000人総人口225万人・外国人含む）。2006年には同国初の女性参加による選挙が開催された。2008年3月、公務員給与を上げる政府施策に反対する国会議員の動きに対し、首長が議会を解散し、5月、国民議会の選挙が行なわれた。選挙では、従来の25の小選挙区制が票の買収に繋がりやすいという主張が主な理由で、新たに5大選挙区制へと改変された。クウェートでは政党制度は認められていないが、それぞれの政治的傾向を同じくするブロック的な集団は結成されている。湾岸地域ではもっとも民主化が進んでいて、近い将来、サバーハ家が実質的な政治運営から退き、議会が選ぶ首相をいただく可能性もある。そうなれば、英国や、日本のように君主が象徴として、「君臨するも統治せず」型の民主主義国家が生まれるかもしれない。現在、言論の自由が保障されているとはいいがたい。クウェートの主要新聞の一つであるAl-Witanは、発刊停止命令を受けるなど当局の監視は続いている。しかし、民主化プロセスは区実に進展している。

以上、概観してきたが、閉鎖的抑圧体制と一言で形容されてきたいくつかの国も1990年代以降、政治改革を推進し、複数政党制を導入して定期的選挙を実施している。ファミリービジネス化していた政治は急速に変貌を遂げつつある。議会に女性が進出したり、野党が進出したり、連

---

<sup>18</sup> <http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/jordan14709.htm> [2008/03/01]

立政権による政治運営が行われたりと多元主義の萌芽と呼べる事例も珍しいことではなくなってきた。

## 2. 宗教決定論

そもそも同地域において民主化はどのように論じられてきたのだろうか。かつてエドワード・サイードからオリエンタリストの代表的論者として批判を浴びた人物であるバーナード・ルイス<sup>19</sup>は、歴史を見通してイスラムは西欧文明に最も近似した歴史、文化、宗教を持っていたが、政治的角度からいえばイスラムは民主主義に適応しないと断言している。その根拠は、主権は神にあり、人民主権が認められず、国家自体が神政政治的枠組みに過ぎないからである。ルイスは以下のように言う。「そこでは代表という観念も、選挙によって代表を選ぶという行為もそもそも要求されない。政府は神によって、法は神によって、人民は神によって統治され、そこにあるのはコーランに照らしての合意のみである。西欧世界のように、選挙や投票などをめぐる法・政治的発展がないために、独裁体制がイスラム国家で不断であることは驚くことではない<sup>20</sup>」。またこうも言っている。「伝統的イスラムには人権思想もなく、その概念すら不敬なものである。神のみが権利を有し、人民は義務を果たすのみである<sup>21</sup>」。

このような世俗主義（*Almāniya*）が西洋からの借り物であるという考えは珍しくない<sup>22</sup>。例えば、フランシス・フクヤマは、『歴史の終わり』で、1979年のイラン、1992年のアルジェリアを例にして、中東ではイスラム教が民主化の最大の障壁となっていると述べている。そこでの民主化は、大衆的な神権政治を望むイスラム原理主義を権力につけるという説明をしている<sup>23</sup>。

また、サムエル・ハンティントンは、結局民主主義とイスラムは根本的に整合しないとしている。ハンティントンによれば、「イスラム世界は、宗教と政治が不可分であり、神のものと世俗の

---

<sup>19</sup>本論では詳しく紹介できなかったが、彼の論考は暴力的でさえある。例えば、「オスマントルコ帝国の法整備において、フランス革命以後のナポレオンによるエジプト征服—自由と平等の原則に立脚していた—が影響を及ぼし、19世紀初頭には大英帝国と代表性を有する大英帝国による征服によりそれまで議会すらなかった地域に諮問議会が創設され…」など、ほとんどの場合において、イスラム世界は西欧世界との対比として描かれ、常に西欧を上位において優劣をつけている。Bernard Lewis, *Islam et Démocratie*, Notes de la fondation saint-siomon, No.54, Juin 1993, p.11. イスラムの人間観・世界観を詳しく知るためには、塩尻和子『イスラームの人間観・世界観—宗教思想の深淵へ』(筑波大学出版会、2008年)を参照されたい。

<sup>20</sup> *Ibid.*, p.24. Cf. Elie Kedourie, *Democracy and Arab Political Culture*, London, Frank Cass, 1994, pp.5-6, 83-105.

<sup>21</sup> *Ibid.*, p.28.

<sup>22</sup> Muhammad 'Imara, *Ma'raka al-Mustalahāt bayna al-Gharb wa al-Islām*, al-Qāhira: Nahda Misr, 1997.[西洋・イスラム間の術語の闘い]

<sup>23</sup> Francis Fukuyama, *The End of History and The Last Man*, Penguin, 1992, p.347., 邦訳 295頁。

ものという区分がなされていない。全知全能の神が全てを掌握する世界では、権力を人民のなかにおいて委任し、そして委任された者が民主的制度にのっとして統治するということは、まったく設定されていないのである<sup>24</sup>。」

また、LSE教授で歴史家のエリ・ケドゥリによれば、民主主義の基礎にある概念、多元主義と人民主権は、根本的にイスラムの政治伝統にそぐわないという。代表制、選挙、人民投票などの政治制度構造と、その制度を経た代表による法の規定、そして独立した司法、そのどれもがイスラムには“異質”なものである<sup>25</sup>。

また、マサチューセッツ大学政治学教授アンワール・サイエドも、イスラムと民主主義の関係について、コーランも預言者も、代表統治についてはほとんど言及していないことを根拠に、民主主義の基礎にある概念とイスラムの伝統とは、乖離していることを認めざるをえないとしている<sup>26</sup>。また、イスラム社会はこれまで政治的側面のみならず、他の全ての人的・社会関係において権威主義的であったという。それは、例えばパキスタン、イラン、エジプトに代表的にみられる典型的な封建社会の伝統と、サウジアラビアなどの部族社会の伝統—そこでは自己統治と個人的自由と平等にもっぱら関心があり、ナショナルレベルでの政治的要求にまで到達しない—と、家父長制と世襲主義がこの世界を支配しているからである。それが、すなわち宗教も、文化的伝統もイスラム世界に民主主義をもたらしてこなかった理由だとしている<sup>27</sup>。

だが、このようなイスラムと民主主義の非融合—二項対立論<sup>28</sup>は、一体どれほど有効性を持っているのだろうか。

例えば、ステパンとグラエム・ロバートソンは、Polity IV<sup>29</sup>とフリーダム・ハウスのデータをもとに、イスラム教国<sup>30</sup>47カ国のうち、1973年から2002年にかけて独立した複数政党による競争選挙が行われたトルコ、セネガル、インドネシア、バングラデシュ、マリ、ニジェールの6カ

---

<sup>24</sup> Samuel P. Huntington, Will More Countries Become Democratic, *Political Science Quarterly*, Vol. 99, No.2, Summer 1984, p.208.

<sup>25</sup> Elie Kedourie, *Democracy and Arab Political Culture*, London, Frank Cass, 1994, pp.5-6.

<sup>26</sup> Anwar H. Syed, Democracy and Islam, Are They Compatible?, Howard J. Wiarda, (ed.), *Comparative Democracy and Democratization*, Fort Worth, TX: Hartcourt Brace, 2002, pp.136-139.

<sup>27</sup> *Ibid.*, pp.139-141. ただしサイエドは、西欧文化の流入や、知識人の教育による作用、そして何よりも民主主義を望む声が増大することで将来変化が起きると考えている。

<sup>28</sup> 同じような議論として Fukuyama 1992, *op.cit.*, p.347., 邦訳 295 頁、Huntington 1984, *op.cit.*, p.208.

<sup>29</sup> Polity IV (<http://www.cidcm.umd.edu/inscr/polity>) は、モンティ・マーシャル (Monty G. Marshal) らが中心になって、1800年—2003年までの政治体制と体制移行 (特に第二次大戦後以降) について検証しているプロジェクトである。市民の自由、競争的選挙、政治過程参加制度の有無などに基づき、-10~+10を測定値として「強固な独裁制 (strongly autocratic)」から「強健な民主制 (strongly democratic)」までを判定している。なお、Polity IVでは、+4以上を選挙競争的とみなす。民主化認定のデータ・ベースとして、フリーダム・ハウスと双璧をなす。

<sup>30</sup> イスラムを国教にしているか、またはイスラム教徒が 50.1%以上を占める国。

国を挙げて、非民主化をイスラムという宗教というレベルで扱うことはできないとした。というのも、世界におけるイスラム総人口約7億8,400万人のうち、この6カ国で、約3億9,600万人が生活しており、イスラム総人口の半分以上の人民が民主主義を享受しているからである<sup>31</sup>。

英国ダーラム大学教授アヌーシラヴァン・エーテシャミもまた、二項対立論に否定的である。「イランとサウジアラビアはイスラム法を維持しているが、実はほとんどのイスラム諸国は、西欧的な世俗的憲法を有している。モロッコやアルジェリアでは複数の合法政党が国民議会選挙で議席を争っている。バングラデシュ、インドネシア、マレーシアでは選挙はありふれたものになっている。セネガルもマリも定期的選挙が実施されているという意味では民主主義の配当を得ているとあっていい。(中略) …バーレーン、カタール、オマーン、クウェートは参加を広げ、政治的開放が始まっている。これらの国は伝統的な合議制を維持してはいるが、政治的改革が少しずつであるが実行に移されている」<sup>32</sup>。

エーテシャミは、こうも指摘する。「民主主義と法・社会制度からイスラム諸国を眺めると、近代的でかつ発展的であるイスラム諸国（マレーシア、インドネシア、トルコ）と貧困・社会不安や経済停滞に喘ぐイスラム諸国（チャド、セネガル、ソマリア等）のように幅があり、リビアを含めた強権的な世俗的権威主義体制（アルジェリア、エジプト、シリア、チュニジア）からトルコまで、また伝統主義的イスラム共和制（アフガニスタン、イラン、スーダン）から伝統主義的君主制（モロッコ、サウジアラビア、ヨルダン）まで、それぞれの範囲は広く一言でイスラム地域の「典型的国家の像」を想定することは不可能である」<sup>33</sup>。

問題は、宗教に非民主化の原因があるのではない。体制が宗教をどのように利用しているか、ということが問題なのである。

### 3. 市民社会の欠如

政治学的見地から上記の議論を補完する議論としては「市民社会」欠落論がある。市民社会そのものがアラブ・イスラム社会では異質であり、また存在するとしても“独特”か“未熟”であ

---

<sup>31</sup> Alfred Stepan and Graeme B. Robertson, Arab Not Muslim, Exceptionalism, *Journal of Democracy*, Vol.15, No.4, October 2004, pp.140-146. さらにインドや、ヨーロッパ、北米などで暮らすイスラム教徒を加えるとさらに相対数は上がる。Cf., Alfred Stepan and Graeme B. Robertson, An “Arab” More than “Muslim” Electoral Gap, *Journal of Democracy*, Vol.14, No.3, July 2003, pp.30-44; Muhammad Zāhī al-M’Ghīribī, «Al-thaqāfatu ’L-siyāsiyyah al-‘Arabiyyah wa qadiyyatu ’l-dīmuqrātiyyah» [アラブの政治文化と民主化の問題] *Al-Dīmuqrātiyyah*, 3, May 1991, pp.6-11.

<sup>32</sup> Anoushiravan Ehteshami, Islam, Muslim Politics and Democracy, *Democratization*, Vol.11, No.4, August 2004, pp. 99-101.

<sup>33</sup> *Ibid.*, p.98.

るといふ。部族長に頼る一種の部族社会で、そこでは自立した市民の存在がなく、中東には強力なミドル・クラスが存在しないと説明する<sup>34</sup>。

例えば、チュニジア生まれの歴史家モハメッド・タルビはそれを為政者自身の政権掌握に問題があるとして市民社会の弱さを説明している。タルビは、「アラブ世界では、自らの命を賭けクーデターを起こし、政治生命あるいはその命までを奪って権力についた者は、今度は自らが奪われる側に立つために、為政者はどのようなことをしてもできるだけこの権力にしがみつこうとする。この権力をめぐる古典的シナリオは、アラブ世界においては、今なお今日のものである。権力の交代は、自然な死を待つか—それは相当に運がよい場合である—、そうでなければ暴力的な死による、というのが相場である」と述べる<sup>35</sup>。実際タルビが指摘するように、ほとんどが、前任者の死去による委譲か、クーデターによる交代である（表1）。

表1 現在の中東・北アフリカのリーダーシップと権力掌握

国家	元首	生まれ	権力掌握と内容
Algeria	大統領 Abdelaziz Bouteflika	1937	1999 選挙
Bahrain	首長 Hamad bin Isa Al Khalifa	1949	1999 クーデター
Egypt	大統領 Mohammad Hosni Mubarak	1928	1981 死去
Iran	大統領 Mahmoud Ahmadinejad	1943	1997 選挙
Jordan	君主 Abdullah II	1962	1999 委譲
Kuwait	首長 Jal-Ahmad al-Jaber al-Sabah	1929	2005 委譲
Libya	指導者 Muammar al-Qaddafi	1942	1969 クーデター
Morocco	君主 Muhammad VI	1963	1999 委譲
Oman	スルタン Qaboos bin Said Al-Said	1940	1970 クーデター
Palestin	議長 Mahmoud Abbas	1936	2005 死去
Qatar	首長 Hamad bin Khalifa Al-Thani	1950	1995 クーデター
Saudi Arabia	君主 Abdullah bin Abdulaziz Al Saud	1923	2005 委譲
Syria	大統領 Bashar al-Assad	1966	2000 委譲
Tunisia	大統領 Zin el-Abidin BenAli	1936	1989 クーデター
Unaited Arab Emirates	首長 Khalifa bin Zayid al-Nuhayyan	1948	2004 委譲

出所：筆者作成

選挙：選挙による交代・選出を指す。なおパレスチナの場合は、アラファト議長が病に倒れていなければ、まだ議長職にあると考えられるために、アッバス現議長は一応選挙を経ているが死去とした。

クーデター：クーデターによる交代を指す。

死去：前任者の死去による交代を指す。エジプトの場合は、サダトが暗殺されたことによる。なおシリアの場合は、アサドの死去による政権交代であるが、事実上父から息子への委譲であるために、委譲に分類した。

委譲：主に君主制における交代を指す。死去による交代を含む。

<sup>34</sup> Sa'id Bin Sa'id, ed., *Al-Mujtama 'al-Madani, fil Watan al-Arabi wa-Dawruhu fi Tahqiq al-Dimuqratiyya, Beirut, Markaz Dirasat al-Wahda al-'Arabiyya*, 1993.[アラブ世界における市民社会と民主化におけるその役割]; Markaz Ibn Khaldun, *Al-Mujtama al-Madani wal-Tahawwul al-Dimuqrati fil-Watan al-'Arabi*, Cairo, Dar Su'ad al-Sabah, 1992.[アラブにおける市民社会と民主主義]

<sup>35</sup> Mohamed Talbi, Arabs and Democracy-A Record of failure-, *Journal of Democracy*, Vol.13, No.3, July 2002, p.58.

したがって「民主主義が根を下ろそうとすれば、どこでもその議論の場は、戦場の場へと変わってしまう。力ずくの衝突が、投票箱の判決に取って代わる。アラブ世界に投票箱がないわけでもない。その箱の数が少ないか、あるいは箱はすでに不正投票で中はすでにいっぱいであるかのどちらかである…アラブ人にとって選挙は悪い冗談にしかない<sup>36</sup>」。このような政治への市民の信頼は薄い。人権運動家や知識人は、政権に椅子を用意されると簡単に買収されて、経済人とともに国家の中樞を担っている<sup>37</sup>。

また、同様に市民社会の「無気力・虚脱感」から市民社会が機能していないことを説明する議論がある。この「無気力・虚脱感」は、政治への無関心へとつながっていく。ヘブライ大の歴史学の教授シヴァンは、1999年、エジプトのムバラク政権、チュニジアのベン・アリ政権、イエメンのサレハ<sup>38</sup>政権が、それぞれ四選(2008年現在では五選)、三選(同四選)、三選を果たし、長期安定政権を維持しているのは、制度上の制約(対立候補・野党の不在)に加えて、政治や警察に対する不信感や恐怖から市民の選挙不参加が原因であるとみている<sup>39</sup>。それが低投票率を招き、そのため政権による数字の捏造を招来し、さらにそれが市民の無気力感を助長するという信頼システムの悪循環・崩壊を挙げている<sup>40</sup>。シヴァンはまたメディアの問題も指摘している。「市民の声を代表するはずのメディアは事実上政権に支配され、プロパガンダの出先機関にすぎない。表現の自由、結社の自由は弾圧されており、市民社会は、無気力・無関心に押しやられる<sup>41</sup>」。

確かに2005年国境なき記者団のアラブ諸国の報道の自由度の評価は、イラン(164位)、リビア(162位)、イラク(157位)、サウジアラビア(154位)、チュニジア(147位)などほとんどの国が最下層に位置する<sup>42</sup>。勿論、強力な国家権力に対抗するメディアはない。インターネット上では批判的な論調を載せるメディアも出てきた。しかし、まだメディア統制は厳しい<sup>43</sup>。

だが、メディアが脆弱だからといって、市民社会が機能していないと結論づけるのは早計であ

---

<sup>36</sup> *Ibid.*, pp.59-60.

<sup>37</sup> *Ibid.*, p.61. チュニジアやエジプトは典型的な体制である。

<sup>38</sup> サレハにいたっては南北統一前の18年の統治に加え、90年の統一後から現在にいたるまで一貫して大統領の地位にある。

<sup>39</sup> Emmanuel Sivan, *Arabs and Democracy-Illusions of Change*, *Journal of Democracy*, Vol.13, No.3, July 2002, pp.69-70.

<sup>40</sup> 投票率に関しては、実際の政府公式とは大いに異なり、エジプトは3分の1の有権者が、チュニジアでは5分の2の有権者が棄権しているという見解もあるとシヴァンは述べているが、その記述に対する明確な資料は記されていない。筆者はチュニジアの数字に関して多少懐疑的である。

<sup>41</sup> *Ibid.*, pp.69-70.

<sup>42</sup> *Reportes sans frontières, Classement mondial de la liberté de la Presse 2005*. ちなみに首位は、デンマーク、フィンランド、ノルウェーなど北欧諸国が占め、日本は37位、アメリカは44位(イラクのアメリカは137位)、ロシアは138位である。最下位国は、ミャンマー(163位)、イラン(164位)、トルクメニスタン(165位)、エリトリア(166位)、北朝鮮(167位)である。

<sup>43</sup> 中東における情報化の進展については、山本達也『アラブ諸国の情報統制—インターネット・コントロールの政治学』(慶応義塾大学出版会、2008年)に詳しい。

る。また、何を市民社会と定義するかという政治哲学上の論争がある<sup>44</sup>。経済指標を軸として教育を十分に受けた中流以上の市民の存在があるかどうかを別にしても、中東諸国に市民社会がないという議論はあまりに乱暴であろう。

喜捨をイスラムの信仰上の掟とするイスラム社会は、連帯と相互扶助という意味で、西欧社会が及ばないほどの横のつながりを持っている。自由で活力ある社会構成員の一員としての自覚もあり、一人ひとりがより良く生きることを求めて日々勉学し、労働し、家族を守り、連帯のある社会を維持している<sup>45</sup>。

チュニジアを例に挙げれば、2008年の国民一人当たりの年平均所得は、3,200（購買力平価7,130）ドルである<sup>46</sup>。これは、東欧諸国と比較してもなんら遜色ない<sup>47</sup>。NGOの数は、5,000とも7,000とも言われている<sup>48</sup>。モロッコにいたっては3万の団体が報告されている<sup>49</sup>。その中には利益団体もある<sup>50</sup>。チュニジアは、1961-2001年まで、平均5%の成長率を記録し、一人当たりの国民所得は3倍となり、人間開発指標では、あらゆる評価で途上国の基準値を上回っている。識字率ではかなり劣るものの、期待寿命や初等教育就学率、予防接種率などにおいても、ブルガリアとほぼ同じ数値である<sup>51</sup>。

---

<sup>44</sup> ごく代表的なものを挙げるとすれば次の研究がある。Al-Mujtama 'Arabi, No.158, april 1992; Al-Mujtama 'al-Madani fil Watan al-Arabi wa-Dawruhu fi Tahqiq al-Dimuqratiyya, Beirut, Markaz Dirasat al-Wahda al-'Arabiyya, 1993 ; Markaz Ibn Khaldun, Al-Mujtama al-Madani wal-Tahawwul al-Dimuqrati fil-Watan al-'Arabi, Cairo, Dar Su'ad al-Sabah, 1992. Michael Walzer, *Toward a Global Civil Society*, Berghahn Books, 1995, 邦訳「グローバルな市民社会に向かって」（石田淳他訳、日本経済評論社、2001年）。

<sup>45</sup> 例えばチュニジアで著名な反体制活動家のベン・ブリックに対して政府は監視を強めているが、LDTHをはじめ、人権団体が協力して抗議活動を展開している。Rashid Khasana, 'Nawa hall li-gadiyyat Bin Brik', *Al Hayāt*, 28 avril 2000, p.5.

<sup>46</sup> World Bank 2009 : <http://www.worldbank.org>

<sup>47</sup> 例えば、ブルガリアの2007年度の国民一人当たりの年平均所得は、3,506（購買力平価8,503）ドルである。

<sup>48</sup> Camau et Geisser 2003, *op.cit.*, p.217.

<sup>49</sup> Maria-Àngels Roque, Clés politiques et sociologiques de la société civile au Maroc, Maria-Àngels Roque, dir., *La Société Civile au Maroc*, Publisud, 2004, p.37, 45.

<sup>50</sup> Samia Sa'id, *Man Yamluk Misr ?!*, Cairo, Dar al-Mustaqbal al-Arabi, 1986. だが、オリエンタリスト的発想の古典的議論は常に存在する。参考までに Sa'dal-Din Ibrahim, *Al-Mujtama' wal-Dawla fil-Watan al-'Arabi*, Beirut, Markaz Dirasat al-Wahada al-'Arabiyya, 1988.

<sup>51</sup> UNDP, *World Report in the Human Development 2002*, Bruxelles, De Boeck, 2002, および拙著修士論文『チュニジアにおける独裁のシンдрローム - その歴史的形成過程と構造について -』（早稲田大学大学院政治学研究科 2005年1月提出）79頁。ランゴールも同様に、教育レベルも識字率も十分に高いチュニジアを例に挙げて、中東に市民社会がないとする議論はおかしいと述べている。またこうも言っている。「ラテン・アメリカの例から、市民社会があれば民主化を自動的にもたらすか否かについて、我々は答えを知っているはずだ。」Vickie Langohr, *Middle East Studies After 9/11 -An Exit From Arab Autocracy-*, *Journal of Democracy*, Vol.13, No.3, July 2002, p.119.

こうしてみると安易に市民社会が欠如していると述べて中東・北アフリカの非民主化を論じることはできない。市民社会は無気力ではなく、意識的に政権を支持しているという視点から論じるほうがむしろ現実に合っている。つまり、市民社会は体制に抵抗するよりも、為政者に寄り添う方を選んでいるのだ。

例えば、グルンバーグは、それを、中東・北アフリカにおける近代化は上から主導されたもので、市民は、急速に伝統と切り離され、いわば自らの根を切り取られて宙に浮く形となってしまったからだと説明する。為政者は、そのアトム化した社会・経済アクターを巧みに操り、経済の利益導入によって生き残りを図ってきたと論じている。「為政者が専心することは強力な市民社会の形成を阻むことである。政治と経済が不一致していれば、為政者には好都合な政治が可能となる。モロッコ、エジプト、ヨルダン、クウェートは、社会にたった一つのビジョンを課しているわけではない。彼らは、社会に一定の距離を置き、お互いを競争させるのだ<sup>52</sup>」。グルンバーグは、市民が日和見主義へと走る理由は、利益分配が不透明なためにどのような基準で勝敗が決まっているかがわからないからだと説明する。そしてこの不一致が為政者に利益誘導と操作を可能にして体制の延命を可能にするという。

このような考え方は、単に市民社会がないと論じるよりもはるかに説得力のあるものである。チュニジアについてもこの考えは十分に適用されるものである。第四・五章で、同国における利益分配の機能と社会構築の側面について論じていこう。ひとまずここでは議論を先に進めていきたい。

#### 4. アラブ諸国と選挙

前出のステパンとロバートソンは、非民主化の原因をイスラム教に求めることはできないが、アラブ諸国において、独立した複数政党による競争選挙が行われた国は、1カ国もないと述べ、その論題のとおり「アラブ諸国が例外である」という結論に導いた<sup>53</sup>。すでに本論の冒頭で触れたが、エジプト、ヨルダン、レバノン、クウェート、モロッコ、イエメンの6カ国を部分的自由、アルジェリア、バーレーン、イラン、イラク、リビア、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦の11カ国を不自由と判定され、これらの国において自由で公正な競争的選挙が行われている国は1カ国もない。

では、イスラムという宗教が要因ではないが、イスラムの信徒であるアラブ民族は問題である、という答えに我々は納得していいのだろうか。この姿勢には、筆者は組みしない。

---

<sup>52</sup> Daniel Brumberg, *Democratization in the Arab World? : The Trap of Liberalized Autocracy*, *Journal of Democracy*, Vol.13, No.4, October 2002, p.61.

<sup>53</sup> 脚注 31 を参照のこと。

シカゴ大教授のイリヤ・ハリックは、『民主主義、アラブ例外主義と社会科学』で、フリーダム・ハウスが90年代の終わりから2000年初めにかけてコートジボアールやリベリア、シエラレオネなど極度の社会不安や民族紛争・対立にあった国々や、この15年間選挙のないウガンダなどを「部分的自由」と評価しているのに対し、一方安定した社会を維持し、イスラム同胞団を認めてゆるやかに多党制に移行したエジプトや、内戦後穏健的イスラム政党を認めたアルジェリアを「不自由」と判定を下していることに、その評価基準には疑いを挟まざるを得ないとしている<sup>54</sup>。また多党制下において激しい選挙戦が繰り広げられているアルジェリアや、またまがりなりにも1920年代から議会を有しているレバノンやエジプトと、議会はあっても存在自体が諮問委員会の役割でしかないアラブ首長国連邦が一体どうして同じ評価なのかと述べ、アラブ諸国内においても現実とズレがあることを示唆してそもそも評価基準が一定していないのではないかと、ハリックは疑問を呈するのである<sup>55</sup>。

確かに、近年のアラブ諸国の選挙の数をみれば、我々の直感に反する実態が浮かび上がってくる。89年から07年まで実に100以上の選挙が実施されている（表2）。

表2 中東・北アフリカの選挙(89年以降)

	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
Algeria	—	L	M	C	—	—	P	R	M/L	—	P/R
Bahrain	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Egypt	—	M	—	—	P	—	M	—	L	—	P/R
Iran	P/R	—	—	M	P	—	—	M	P	A	L
Israel	—	—	—	M	—	—	—	Pr/M	—	L	Pr/M
Jordan	M	—	—	L	M	—	L	—	M	—	L
Kuwait	—	M	—	M	—	—	—	M	—	—	M
Lebanon	—	—	—	M	—	—	—	M	—	L/P	—
Mauritania	—	—	—	P/M	—	—	M	—	—	—	—
Morocco	—	—	—	R	M	—	—	R	L/M	—	—
Palestine	—	—	—	—	—	—	—	P/M	—	—	—
Qatar	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	L
SaudiArabia	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Sudan	—	—	—	—	—	—	L	P/M	—	—	—
Syria	—	—	—	—	—	M	—	—	—	M	PR
Tunisia	P/M	L	—	—	—	P/M	L	—	—	—	P/M
Turkey	L	—	M	L	—	L	M	L	—	—	M
UAE	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Yemen	—	—	R	—	M	—	—	—	M	—	P

<sup>54</sup> Iliya Harik, Democracy, “Arab Exceptionalism”, and Social Science, *Middle East Journal*, Vol.60. Mo.4, Autumn 2006, pp.671-675.

<sup>55</sup> *Ibid.*, pp.676-677. ハリックは、アラブ諸国を「アラブ」と一括りにすること自体にも疑問を呈している。Harik 2006, *op.cit.*, p.682.

	00	01	02	03	04	05	06	07
Algeria	—	—	M	—	P	—	—	M/L
Bahrain	—	—	M	—	—	—	M	—
Egypt	M	—	—	—	—	P/M	—	R
Iran	M	P	—	L	M	P	A/L	—
Israel	—	Pr	—	M	—	—	—	—
Jordan	—	—	—	M	—	—	—	M
Kuwait	—	—	—	M	—	—	—	M
Lebanon	Pr/M	—	—	—	M	—	—	—
Mauritania	—	M	—	P	—	—	—	—
Morocco	—	—	M	A	—	—	—	M/A
Palestine	—	—	—	—	—	P	M	—
Qatar	—	—	—	R	—	—	—	—
Saudi Arabia	—	—	—	—	—	L	—	—
Sudan	P/M	—	—	—	P/M	—	—	—
Syria	—	—	M	—	—	—	—	M
Tunisia	L	—	—	—	P/M	L/A	—	—
Turkey	—	—	M	L	—	—	—	P/M
UAE	—	—	—	—	—	—	A	—
Yemen	—	R/L	—	M	—	—	P/L	—

出所: Anoushiravan Ehteshami, Is the Middle East Democratizing?, *British Journal of Middle Eastern Studies*, Vol. 26, No. 2, November 1999, p. 205 の表 (1989~89 年) に 2007 年までのデータを加筆して作成。

P=presidential ; Pr=premier minister ; M=majlis or parliamentary ; L=local or municipal ; R=referendum ; A=assembly of councilors ; C=cancelled ; PR=presidential referendum

この実態を民主化移行論者はどのように評価するのであろうか。そして我々はここでもう一つの問題に直面する。アラブ諸国以外に一体どれほどの国が民主化したのだろうか。さらにいえば一体どれほどの国が真の意味で“民主化”したのだろうか。

例えば、競争的複数政党制を持つ国はセネガルなどわずか 6 カ国にすぎなかったアフリカ（サハラ以南アフリカ 47 カ国）においてでさえ、90 年以降に国民会議などを経て、複数政党制を導入し、大統領・議会選挙などを行った国は、38 カ国にのぼった<sup>56</sup>。この間 1989~2005 年、フリーダム・ハウスの統計によれば、世界で選挙制度を有し、民主化移行を達成した国は世界 193 カ国中 69 カ国（41%）から 117 カ国（61%）に達したことが報告されている<sup>57</sup>。民主化を達成したとされるリストの中には、クルド民族を抑圧するトルコや、カシミール問題に対するインド、タミルの虎に対するスリランカ、チェチェンを攻撃するロシア等も入っている。

広い人権侵害を行っているにもかかわらず、これらの国家はいずれも手続き的民主主義を整備

<sup>56</sup> John A. Aoyade, “The African Search for Democracy: Hopes and Reality,” Dov Ronen(ed.), *Democracy and Pluralism in Africa*, Lynne Reinner Publishers, 1986, pp.19-21. その 6 カ国は、セネガル、ボツワナ、ガンビア、ジンバブエ、スワジランド、モーリシャスである。

<sup>57</sup> Freedom in the World 2007, Freedom House 2007. 現在では 123 カ国（64%）が選挙民主主義国（Electoral Democracy）として認定されている。

した擬似民主主義国家にすぎないのに、民主主義国家としてカウントされている。それをどのように理解したらいいのだろうか。法整備もままならないまま民主主義国として船出をしたアフリカ諸国が、民主主義国としてカウントされることをどのように理解したらいいのだろうか。そして同じく、手続き的ではあるかもしれないが、野党を認め、選挙を導入し、議会で立法を行っているアラブ諸国はなぜ、厳しい評価がなされているのか。

つまるところ権威主義体制とは、一体何か。民主化とその定着とは、一体何を以て測るのか。「民主主義が定着する」とは、どのような体制からの、どのような制度構築なのか。競争性なのか、あるいは安定化と深化なのか。このように「民主主義とは何か」をつきつめていけばいくほどこのように総花的な概念としてコンセンサスを得ることができない永遠の作業となる<sup>58</sup>。

以上の疑問から以下では、民主化がどのように論じられてきたのかを概観し、再び中東・北アフリカに焦点を移したい。「民主化した国」と「民主化途上にある国」の分類は、必ずしも簡単ではない。

## 第二節 民主化移行理論の限界

### 1. 体制変動と民主化

1970年、移行研究において長く道標となる『デモクラシーへの移行—動態的モデルへ向けて—』<sup>59</sup>がラストウの手によって、ついで1971年、ダールによって『ポリアーキー』<sup>60</sup>が上梓された。それによりそれまでの近代化論<sup>61</sup>、すなわち、工業化が近代化をもたらし、ひいては民主主義が自動的にもたらされるとする楽観的構造論は次第に退けられ、体制変動に寄与する要因の研究が本格的に始められていくことになった。

ラストウは、実際に政治に携わるアクターの信念と行動に焦点を当て、各勢力間における交渉に注目し、非民主主義体制から、民主主義体制への変化を「移行過程」として捉えた。国家統一という基礎的条件のもと、準備局面、決定局面、定着局面を経て移行すると説明した<sup>62</sup>。それによると、政治的共同体の境界が確定した上で、政治闘争の継続に伴い社会勢力の分極化が生じ、

---

<sup>58</sup> Andreas Schedler, What is Democratic Consolidation?, *Journal of Democracy*, Vol.9, No. 2, April 1998, pp.100-102.

<sup>59</sup> Dankwart A. Rustow, Transition to Democracy, *Comparative Politics*, Vol.2, No.2, 1970.

<sup>60</sup> Robert A. Dahl, *Polyarchy – Participation Opposition –*, New Haven and London, Yale University Press, 1971.

<sup>61</sup> 代表的論者としては、マーティン・リップセット、バリトン・ムーアであろう。Seymour Martin Lipset, “Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy,” *American Political Science Review*, 53, 1, 1959, pp.69-105; Barrington Moore, Jr., *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*, Boston: Beacon Press, 1966.

<sup>62</sup> Rustow 1970, *op.cit.*, 337-363.

エリートとフォロワーが形成される。これが準備局面である。次に各勢力間でエリート同士が民主的手続きの導入を合意する。これが決定段階である。そして次の最終段階で、エリート間の改善の解決策が回数を重ねて制度化されていく。これが決定局面である。このように従来の経済・社会的指標を独立変数とした構造論からのパラダイム・シフトを図ったことがラストウの移行論の斬新さであった<sup>63</sup>。

他方、ダールは抑圧的体制において、反対勢力を抑圧する費用が彼らに対する寛容の費用を上回る場合、体制変動が生じる可能性が増大する、という仮説を最初に提起した。いかなる条件のもとで抑圧体制、準ポリアーキー体制の民主化の機会は増大あるいは減少するのかについて体系的説明に取り組んだ。

ダールは、民主主義の重要な特性は、市民の要求に対して政府が政治的に公平に、常に責任をもって応えることであるとした。そのためには、全市民に、①要求を形成する機会、②要求を表現する機会、③政府の対応において、これらの要求を平等に取り扱わせる機会、の三つの機会があたえられていなければならないと主張した。この三つの機会が存在するためには、社会の諸制度が、少なくとも次の八つの条件を満たしていなければならない。①組織を形成し参加する自由、②表現の自由、③投票の自由、④公職への被選挙権、⑤政治指導者が民衆の支持・投票を求めて競争する権利、⑥多様な情報源、⑦自由かつ公正な選挙、⑧政府の政策を投票あるいはその他の要求の表現に基づかせるための諸制度、である。この八つの条件は、公的異議申し立て—自由化と、包括性—参加という二つの理論的次元を構成している。その二次元が十分に満たされた体制が「ポリアーキー」である<sup>64</sup>。

ダールは、ポリアーキーを実現する、また疎外する条件として七つの条件を挙げている。その七つの条件とは①歴史的展開、②社会経済秩序の集中度、③社会経済的発展段階、④平等と不平等、⑤下位文化の分裂度、⑥政治活動家の信念、⑦外国の支配、である。

そしてこのポリアーキーを実現する経路には三つの道がある。第一に閉鎖的抑圧体制がまず異議申し立ての度合いを拡大して競争的寡頭政に移り、その後に包括性を増大させる経路である。第二に包括性がまず先行し、その後に異議申し立ての道が開かれる経路、そして三番目は、異議申し立てと包括性が同時に進行する経路である。だが、現存する抑圧体制における競争的体系は、革命か発達によって成立するとした。そして軍事的征服を通じての民主化は最も考えにくいとする。安定したポリアーキーまたは準ポリアーキーは、過去においても将来においても緩やかな平和的な発展過程から成立する可能性のほうが強い<sup>65</sup>。

<sup>63</sup> この議論の最新版は、George Sorensen, *Democracy and Democratization : Processes and Prospects in a Changing World*, second edition, Boulder: Westview Press, 1998.を見よ。

<sup>64</sup> Darl 1971, *op.cit.*, pp.1-8, 邦訳 6-13 頁。

<sup>65</sup> *Ibid.*, pp.44-45, 邦訳, 53 頁。

ダールは、経済の発展が民主化にどれだけ資するかについては、インドなどの“逸脱例”があるために慎重な立場を最後まで崩さない。だが、例えばソ連と東欧について、以下のように述べていることから彼が経済変数を重要視していたことは明らかであろう。

「抑圧体制の国が、経済的発達段階を高めるにしたがって（たとえば、ソ連や東ヨーロッパ諸国のように）中央支配的社会秩序は、維持しがたくなる。というのも、我々の議論が正しければ、経済的発達それ自体が、多元的社会秩序の条件を生み出すからである。抑圧体制の指導者が享有している社会経済的制裁手段の独占はそれゆえ、まさに彼らの経済政策の成功そのことによって、内側から崩される。その経済の変革と、それに伴う社会の変革に成功すればするほど、彼らは政治的失敗の脅威にさらされるのである。もし彼らが、社会経済的制裁手段を分散させながらも、暴力の独占を通じて、政治的抑圧体制をともなった準多元的社会秩序と前に呼んだものへ変化させるとしたら、彼らは、暴力と圧迫と強制で発達した社会を経営するに際しての厩大な制約、費用そして非効率性の問題に直面せざるをえないだろう。というのは、そういう社会では、強迫や暴力によっては創出できない心理的動機と複雑な行動が必要とされるからである<sup>66</sup>」。

ダールによるソ連と東欧に関する以上の知見の正しさを証明するのに我々はさらに数十年の月日を待たなければならなかった。だが、『民主政への移行』及び『ポリアーキー』が世に問われて数年後の1974年にはギリシャが民主化し、南欧ではスペイン（1977年）、ポルトガル（1978年）、南米では、エクアドル（1979年）、ペルー（1980年）、ブラジル（1985年）、アルゼンチン（1986年）と続いていった。

## 2. アクター中心仮説

ラストウの後継研究となったのが、オドンネル、シュミッター、ホワイトヘッドによる『権威主義支配からの移行—不確実なデモクラシーについての暫定的結論』である<sup>67</sup>。オドンネルとシュミッターの研究の最大の貢献は、ダールの言う「ポリアーキー」の議論を「自由化」から「民主化」へと至る過程として敷衍したことである。さらに「政府内保守派」と「改革派」と、「反体制穏健派」と「強硬派」の四者間の戦略的相互作用として移行を捉え、ラストウの言う「決定段階」を精緻化したことにある。オドンネルとシュミッターは、ほとんどの民主化は、地位を確保したいという合理的な政治エリートが、近視眼的な利害関係から「協定」を結び、それが予期せ

---

<sup>66</sup> *Ibid.*, p.78, 邦訳, 92 頁。

<sup>67</sup> Guillermo O'Donnell, Phillippe C. Schmitter and Laurence Whitehead, eds., *Transition from Authoritarian Rule: Prospects for Democracy*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1986. O'Donnell, Schmitter and Whitehead 1986.

ぬ出来事を次々に生んで事態を進展させていく、と説明していた<sup>68</sup>。

だがこの四者間の戦略的相互作用として移行を捉える彼らの議論は、その後多くの批判と賛同が繰り返されることとなった。批判が集まったのは、記述的な事例分析の寄せ集めに過ぎないこと、南米と南欧の分析に限られていて、普遍理論としての影響力は持たないこと、その上で何よりも四者間関係以外の移行例が多数報告されていること等である。

だが、浴びせられる批判に対して、その暫定的結論をゲームの枠組みから問い直し、アクターアプローチの正当性を提示したのがプシェボルスキーである。プシェボルスキーの説明を詳しくみていくと、以下ようになる。(図 1)

まず、このゲームに参加する二アクターの選好と条件は以下の通りである。自由化容認派の選好は、 $BDIC > SDIC > TRANS > NDIC > INSUR$  である。自由化容認派が、 $NDIC$  よりも  $TRANS$  をより選好する理由は、弾圧が成功した場合、自由化容認派は体制内で粛清されるためである。一方市民社会の選好は  $TRANS > BDIC > SDIC > INSUR > NDIC$  である。ゲームの条件は双方ともにお互いの選好の情報を完全に得ているもの、とする。

このゲームはまず、何らかの圧力によってまず体制内にいる自由化容認派が、強硬派と行動を共にし続けるか、体制をそれまでよりも開かれたものとするか、という二者択一を迫られるところから始まる。前者を選んだ場合は、独裁的な体制が続く現状維持 ( $SDIC$ :status quo dictatorship) に終わる。だが、後者を選んだ場合、ゲームの手番は市民社会へと移る。この時市民社会が限定的自由化で満足すれば、「拡大された独裁 ( $BDIC$ :broadened dictatorship)」でゲームは終わる。だが、さらなる政治動員を図った場合、ゲームの手番は再び自由化容認派に移る。この時ゲームは重大局面を迎える。すなわち自由化容認派は真に改革者となって、「体制変換( $Trans$ )」へ移行するか、弾圧されて「より狭い独裁 ( $NDIC$ :narrower dictatorship)」へ移行するか、弾圧が失敗して「内乱」になるか、という局面である。この時弾圧に成功する可能性は  $r$  で与えられるとする。

では、アクターの選好にしたがってゲームツリーに再び戻ってこのゲームを解いてみよう。この時我々は驚くべき結論に遭遇することになる。ゲームの手番が二回目に移った段階で、自由化容認派の選好に従えば、真の改革者を選び、体制は体制変換へと向かうことになる。この時「後ろ向き帰納法」にしたがって、市民社会の選択を見れば、手番は市民社会に移るものの、自由化容認派はこの時すでに改革派になることが確実視されているため選択肢は $BDIC$ か $TRANS$ しかないことがわかる。この時市民社会は当然 $TRANS$ を選ぶだろう。であれば、さらに後ろ向き帰納法を進めて、自由化容認派の選択肢を眺めれば、 $TRANS$ か、 $SDIC$ かの選択を結果的に迫られていることになる。ここで自由化容認派の選好にしたがえば、 $TRANS$ よりも $SDIC$ を選ぶことになっ

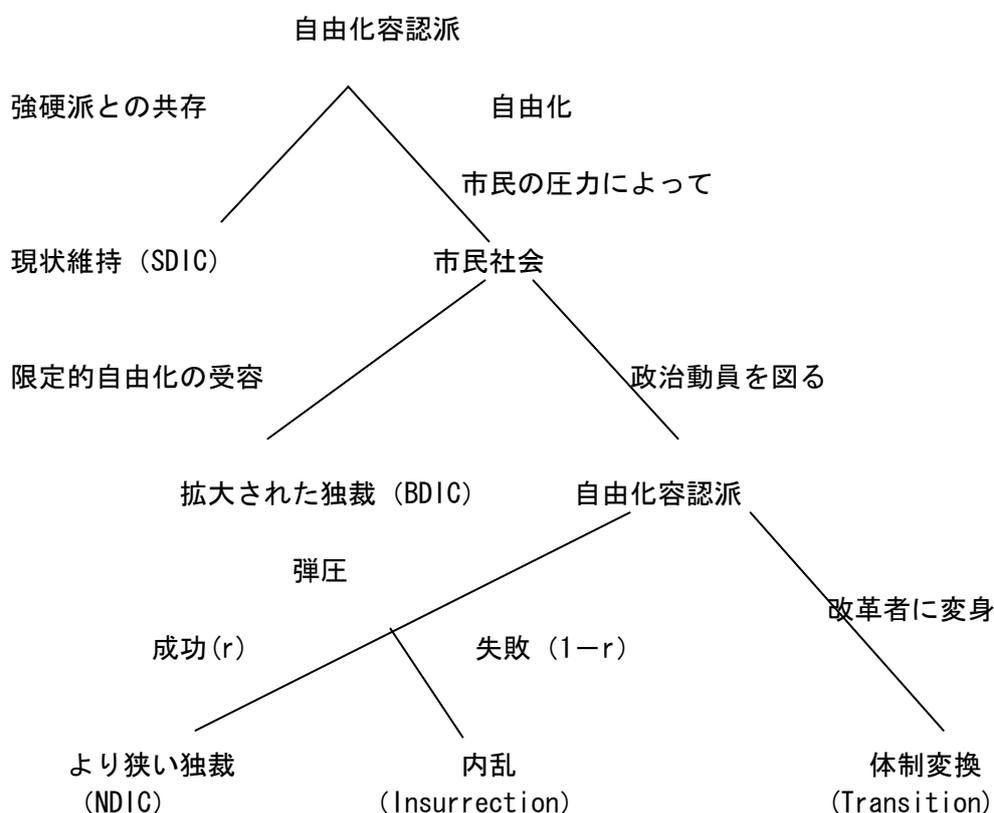
---

<sup>68</sup> *Ibid.*, pp.15-47, 邦訳 54-124 頁。

ている。したがって自由化容認派は引き続き強硬派と行動を共にするであろう、という結論が導かれる。要するに、このゲームの結論は国家が体制変換（民主化）に成功することはありえない、ということを実証するのである<sup>69</sup>。

だが、実際には体制変換に成功し、民主化移行を完遂した国が存在するという歴然とした事実がある。プシェボルスキーの説明では、ゲーム上体制変換には二つのパターンが存在するという。一つは自由化容認派がゲームの始まる時点で市民と手を結ぶこと隠して強硬派を“だまして”民主化のゲームを開始する場合である。もう一つは、自由化容認派の選好が、一枚岩的な体制を背景にして出発したものの、市民社会が弾圧には成功しないと信念を持ち、弾圧に屈しない場合である。この時  $r$  は過大評価から評価が変わり、自由化容認派は選好を変更する<sup>70</sup>。

図1 体制変換についての分析枠組みを示すゲームツリー



出所：Adam Przeworski, *Democracy and the Market: Political and Economic Reforms in Eastern Europe and Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press, 1991, p. 62.

<sup>69</sup> プシェボルスキーのゲームツリーについては、プシェボルスキーの説明とともに以下の解説を参考にした。河野勝「比較政治学の動向（下）『国際問題』（国際問題研究所、2004年）No.530., pp.62-63.

<sup>70</sup> Adam Przeworski, *Democracy and the Market: Political and Economic Reforms in Eastern Europe and Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press, 1991, pp.63-64

オドンネルとシュミッターは、民主化を説明するうえで決定的なのは、政治エリートを取り巻く不十分な情報、近視眼的な利害関係や合理的動機による選択、「協定」や予期せぬ出来事が次々に事態を進展させていく、と説明していた。プシェボルスキーの説明は、まさにこのアクターが合理的で情報が完全である場合は民主化が起きることはない、ということを改めて説明し、その研究結果を強化することになった。

### 3. 民主主義の定着

だが、フィリピン、韓国、台湾、東欧、アフリカ諸国と民主化の波が広がっていくにつれて、結果として以上の「アクター中心アプローチ」は多くの批判的検討にも晒されることとなる。その主な批判点は、協定という一つの移行経路のみでは全ての民主化移行が説明できないこと、民主化以前の体制の区別をしていないこと、国際的ファクターを考慮していないこと等であった。後にみていくが、チュニジアのように大統領自らが、ある程度の民主化要求を受け入れ、自由化容認派となり、ゲームをせずにして BDIC に行きつく場合もある。それに民主化に向かったすべての権威主義体制において内在する亀裂に原因があるとはかぎらなかつた。韓国やニカラグアやイランの体制変動は、内在した亀裂によるものではなかつた。

この時同時並行して、民主主義の質について議論されるようになった。ハンティントンは、1974 年以降世界各地でみられた非民主主義国から民主主義国へ移行を、民主化の「第三の波」と名づけたが<sup>71</sup>、ダイヤモンドは『第三の波の終わりか?』の中で以下の疑問を呈した。「一体民主主義とは何をもって民主主義とするのか?」<sup>72</sup>。

冒頭で触れたように、90 年代に入り、多くの国家が民主化したとされたが、そこには問題含みの事例が少なくない。ダイヤモンドは、民主化途上にある多くの国家が「擬似民主主義」として変貌を遂げている現在、選挙が行われていることを第一と考えるミニマリスト的概念<sup>73</sup>に立脚し

---

<sup>71</sup> Samuel P. Huntington, *The Third Wave : Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman, University of Oklahoma Press, 1991. 坪郷実他訳『第三の波—20 世紀後半の民主化—』(三嶺書房、1995 年)。ハンティントンは、1828 年～1926 年を「第一の波」、1943 年～1964 年「第二の波」、1974 年以降を「第三の波」と呼んでいる。他方 1922 年～1942 年、1961 年～1975 年を政治的自由、人権、平和などの停滞期を逆波と呼び、民主主義の崩壊として観察した。

<sup>72</sup> Larry Diamond, *Is the Third Wave Over?*, *Journal of Democracy*, Vol.7, No.3, July 1996, p.20.

<sup>73</sup> シュンペーターは、民主主義を「人民による選挙によって権力を獲得する政治的システム」と定義したが、比較政治学ではこの定義をミニマリスト的概念 (minimalist conception) あるいはシュンペーター的概念 (Shumpeterian conception) として用いる一定のコンセンサスがある。定義については、Joseph Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 2<sup>nd</sup> ed., New York, Harper 1947, p.269.

た「選挙民主主義」から、意味のある競争と参加を可能にする市民の自由に立脚した「自由民主主義」ーポリアーキーーへ、そして民主主義が定着して、深化し、さらに発展して持続するようにならなければならないと述べた<sup>74</sup>。

1996年には、リンズとステパンによる『民主的移行と定着の諸問題ー南欧、南米そしてポスト共産主義ヨーロッパ』において、「第三の波」を経験した南欧、南米、そして旧ソ連・東欧という三つの地域から計15カ国の「民主化移行」とその「定着」をめぐる諸問題について検討がなされた。だが民主化への唯一の条件である「国家性」と、民主化を定着させる五つの条件である自由かつ活動的な市民社会、自律的な政治社会、市民の自由を保証する法、新生民主主義政府を支える能力のある官僚、制度化された経済社会の存在は、ラストウやダールの研究においてすでに述べられた変数である。そして、変動前の政治体制の特徴が体制変動プロセスに決定的な影響を及ぼすとする分析自体も、決して目新しい分析ではなかった<sup>75</sup>。

また、リンズとステパンは、これまでの体制の三類型「民主主義」「権威主義」「全体主義」は役に立たないばかりか、障害になりうる<sup>76</sup>とし、多元性の程度、イデオロギーの有無、動員力、リーダーシップの形態など主に4つの属性から、「権威主義体制」「全体主義体制」「ポスト全体主義体制」「スルタン体制」に分類した<sup>77</sup>。だが、権威主義体制からの変動でとられる経路と「ポスト全体主義体制」からの変動の経路が明確でなく、分析の対象となる地域や事例によって偏りがみられ、結果として15カ国の移行例の“帰納的分類”という域を超えるものではなかった。

しかしその一方で、ダイヤモンド、リンズとステパンの研究は、その後の二つの政治変動研究の起点になった点で重要な役割を果たした。一つ目は過去へのまなざしである。移行変動前の政治体制の重要性が、これ以降より注目を集めることになった。民主化移行という動態的視点からの体制分析の前に、今ある体制へより焦点を合わせ、政治的自由化という移行の開始として改めて検討することが要求されるようになった。

もう一つは、未来へのまなざしである。ここには民主主義という制度を一体何をもって測るのか、という制度の精緻化の研究に加えて、定着と民主主義の質について議論の進化が招来することになった。移行したとされる国も、移行中であるとする国も、その内容が厳しく精査されることになった。

---

<sup>74</sup> Diamond 1996, *ibid.*, p.21, 35.

<sup>75</sup> Juan J. Linz and Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation : Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Baltimore, The Johns Hopkins University Press, 1996, pp.7-15.

<sup>76</sup> *Ibid.*, p.39

<sup>77</sup> *Ibid.*, pp. 38-54.

#### 4. 自由化と移行

これまでの移行論を率いてきた民主化研究の泰斗の一人、シュミッターは、シュナイダーと共に選挙のみが必ずしも民主主義を定着させないことから、まず政治的自由化の出発点に立ち戻った。そして「独裁体制の自由化 (LoA: Liberalization of autocracy)」、「移行期 (Mot: Mode of transition)」を設定して、各時点での民主化の程度とその計測について再考し、最後に「民主主義の定着 (CoD: Consolidation of democracy)」を様々な角度から検討した<sup>78</sup>。

独裁体制からの自由化については、以下表の7項目を、移行開始については、反体制運動の存在や、憲法改正、現行政府の恣意的権力の法的制限の導入などから8項目<sup>79</sup>を、民主主義の定着には以下表の12項目を設定し、これらの項目にNo=0 (満たしていない)、Yes=1 (満たしている)を与えた。そして1974年～2000年まで計772例を地域別、国別、時系列に分けている。民主化プロセスの概念的・統計的精緻化を図った。

表 3 LoA7 項目

L1	独裁体制は人権レベルで重要な譲歩をしているか
L2	政治犯がないか
L3	体制は反体制派（市民、運動、協会、党）に寛容な態度を示しているか
L4	少なくとも現体制から自立した合法的野党が一党でも存在するか
L5	国会において合法的野党が少なくとも一党でも存在するか
L6	組合や職業団体が政府からコントロールされていないか
L7	独立したマスメディアがあり、政府に統制されていない情報へのアクセスが可能であるか

出所: Schneider and Schmitter 2004, p. 64.

<sup>78</sup> Carsten Q. Schneider and Philippe C. Schmitter, Liberation, Transition and Consolidation: Measuring the Components of Democratization, *Democratization*, Vol.11, No.5, December 2004, pp.54-90. 彼らは一連のつながりを重要視している。

<sup>79</sup> M1:社会あるいは政治運動が公的交渉において現行体制に反対しているか、M2:国家行政機構レベルにおいて開かれた議論が可能であり、政府もそれを認めているか、M3:体制による恣意的な権力の行使を制限する法的変更が開始されているか、M4:憲法上あるいは法的変更が責任を持たない拒否権グループを排除することに導入されているか、M5:起草され採択された憲法は政治的権利を平等に保障し全ての市民の自由を認めているか、M6:出発選挙がおこなわれたか、M7:出発選挙が自由で公正であったか、M8:出発選挙の結果が広く受け入れられているか、である。

表 4 CoD12 項目

C1	重要政党が現行憲法の大きな変更を提唱していないか
C2	定期的選挙が行われ、その結果を現体制も野党も認め従っているか
C3	選挙は自由で公正に行われているか
C4	主要政党やあるいはグループが先行した選挙の諸条件を拒否していないか
C5	選挙の不安定性が著しく減少しているか
C6	選挙管理委員や監視団体が不正を行っていないか
C7	一回目の権力の交代あるいは権力内（連立政党など）の重要な変更が定められたルール内で正規に行われているか
C8	二回目の権力の交代あるいは権力内（連立政党など）の重要な変更が定められたルール内で正規に行われているか
C9	利益団体や社会運動などグループの形成と行動の自由がフォーマル・インフォーマルの両面で合意に達しているか
C10	行政府（大統領制か議院内閣制か、あるいは混合型か）の形式がフォーマル・インフォーマルの両面で合意に達しているか
C11	法的権能の領域区分がフォーマル・インフォーマルの両面で合意に達しているか
C12	所有の権利やマスメディアへのアクセスがフォーマル・インフォーマルの両面で合意に達しているか

出所：同上

それによれば、LoAの7項目で、中央・東ヨーロッパ地域、南ヨーロッパ地域、中央アメリカ地域、南アメリカ地域、旧ソビエト連邦地域、中東・北アフリカ地域の6地域を比較分析した結果、中東・北アフリカ地域以外は、これまで政治的自由化は寛容から出発し、次々とルールが改定されて、最終的に予測していた期待を裏切り、独裁者は統制のコントロールを失っていくという先行研究を大幅に裏切るものではなかった。だが、中東・北アフリカ地域だけは、そのパターンでは説明できなかつた<sup>80</sup>。

1974年～2000年の時系列分析では、中央・東ヨーロッパ地域では、スロベニアが1980年初めより2ポイントを獲得し、1985年にはハンガリーが、1986年にはポーランドがというように、1989～92年までにほとんどの国でLoAが7ポイントとなっている。「移行期」、「民主化の定着」へと進展していった。

だが、中東・北アフリカに目を移すと、アルジェリアが1988年に5ポイントを獲得したのを最高点にしてその後急速にポイントを落とした。エジプトは、1982年～91年まで3.5ポイントで推移したが、以降は3ポイントで推移したまま進展がなかった。比較的民主化へ有望な軌道をたどっているモロッコでさえ、1986年に4.5ポイントを獲得したまま以降そのポイントを維持し

<sup>80</sup> *Ibid.*, pp.70-83.

ている<sup>81</sup>。

では、なぜ中東・北アフリカ地域では、政治的自由化から「移行期」「民主化の定着」へと移行しないのだろうか。シュミッターらは中東・北アフリカ地域と他の地域の差異について、L1、L2などの反体制派や政治犯などの項目で他地域よりはるかに厳しい環境に置かれていることを明らかにした。だが、それ以上の答えを用意しているわけではなかった。地域による民主化のプロセスの相違は、先行する体制の性格に拠るのかもしれない、という仮説を示すのみであった。

結局、彼らの説明では、中央・東ヨーロッパ地域でのLoAプロセスは、一言でいえば反体制派への寛容が民主化の牽引力となったこと、中央・東ヨーロッパ地域の政治体制は遍在する一党支配体制ではあったが、時間が経つに従って全体主義的でなくなっていった。他方、中東・北アフリカ地域は、覇権的政党が権力へのアクセスを統制・制限することにはそれほど熱心ではなく、従順な野党が国会に進出することは比較的寛容であったが、国民全体には異議申し立てを許さなかった<sup>82</sup>。

だが、問題はその先である。どうして中央・東ヨーロッパ地域は、反体制派に対して突如寛容になるのか。中東・北アフリカでは依然として非寛容なのか。その答えはここにはない。その意味で、アクターの交渉と偶然の作用という既存のルールを越えるものではなかった。

ここから、どのように自由化が始まり、民主化が進展するか、という進化論的パラダイムから抜け出し、どのような体制が権威主義体制として強度があるのか、という観点から研究が始まっていた。

## 5. 制度への注目

権威主義体制の持続性について、体制内政治アクター、軍部、政党、独裁者の三者に注目し、それぞれのインセンティブから、いかなる組み合わせが権威主義体制の基盤として持続性に最も寄与するのかを明らかにしたがバーバラ・ゲッデスである。

ゲッデスは、権威主義体制がどれほど続くのかについて、明らかな答えはないとしながらも、オドンネルとシュミッターの移行前の政治アクターについての着目は、あらゆる政治体制において反対派を含んでいるため、独裁体制の数だけ存在することになるとした。ゲッデスは従ってそのようなやり方では、多種多様な移行例を前に体制移行の観察者は、体制移行が完了して初めて制度的変化および、民主化を事後的に判断するしかないと批判した<sup>83</sup>。そしてオドンネルらの研

---

<sup>81</sup> *Ibid.*, pp. 78-79.

<sup>82</sup> *Ibid.*, pp.72-73.

<sup>83</sup> Barbara Geddes, *Paradigms and Sand Castles – Theory Building and Research Design in Comparative Politics*, The University of Michigan Press, Ann Arbor, 2003, pp.44-48.

究成果にインセンティブ理論を加えて体系的に分析した。

ゲッデスはこれまでの権威主義体制を統計的に分析したところ、権威主義体制の基盤としての強度は以下の順に強くなることを発見した。軍部主導型（平均 9.5 年）、軍部一人独裁型（同 11.3 年）、個人独裁型（同 15.5 年）、政党－軍部あるいは政党一人独裁型（同 29.0 年）、軍部・個人・政党の三アクターハイブリッド型（33.0 年）である<sup>84</sup>。

では、軍部主導型と個人独裁型、および政党主導型の寿命の差は一体どこにあるのだろうか。軍部主導型の脆弱性は、第一に、その階層的組織がうえ、ひとたび亀裂が体制内部に入ると、容易に分裂しがちであるということ、また経済危機において、そもそも対応できる専門能力がないこと、また形式的においても選挙を経ていないため、社会の経済インタレストを守るインセンティブを欠いていることなどを挙げている。さらに危機に際して、家族や友人と密接な関係を保ち、市民の目線に近い下仕官達は、そのような上層部の経済政策の失敗に対して、市民の暴発の高まりに比較的同情的であり、市民に銃を向けるよりは、兵舎へと撤退することを選ぶ。上層部は、そもそも選挙自体に懐疑的であるため、わざわざ議会議を設けて争うことに強いインセンティブがなく、結局は撤退する場所があるために容易に退くのである<sup>85</sup>。

他方、個人独裁型に関しては、政権移譲・民主化プロセスは、独占していた富の減少のみならず、場合によってはすべてを失うことを意味する。そのためあくまでも最後まで権力にしがみつ়くことが彼らの合理的選択になる。それゆえ国際的圧力が高まろうとも、国内的圧力が高まろうとも、民主主義体制への諸手続き、すなわち選挙実施の取り決めを破棄したり、あくまでも同じ経済危機に際しても、取り巻きへ富を配分することによって延命を図ろうとする<sup>86</sup>。ただし、個人独裁型に決定的なダメージとなるのは、指導者の死や病気など何らかの理由で職務遂行ができなくなった場合である。そのような状況は反体制派を活気づけ、体制崩壊へとつながるきっかけとなる。

では、最も長寿である政党主導型体制はどうだろうか。そもそも政党人には、撤退する場所がなく、ひとたび敗れると、すべてを失うためにあくまでも最後まで権力にしがみつ়くことが彼らの合理的選択になる。しかし個人独裁型のように権力は集中していないために、リーダーの死に際しても他の体制体系よりも耐性がある。また、経済危機などに対しても、市民の一定の政治的異議申し立てを受け入れ、議会への代表権の増大や、法律などの改正要求等の受け入れによって反体制派を懐柔し、市民の不満をなだめることができる。そのため、危険を回避することができ

---

<sup>84</sup> *Ibid.*, pp.78-82.

<sup>85</sup> *Ibid.*, p.65. また兵舎に戻ることができるという選択肢があるのもあくまでも権力にしがみつ়くことをしない一つの要因である。

<sup>86</sup> *Ibid.*, pp.66-67. ゲッデスは、ザイールのモブツ、トーゴのイヤデマ大統領を代表例として挙げている。

るのである<sup>87</sup>。

個人独裁からの変動は、さらに新たな権威主義体制を生み出しかねない。なぜなら、その変動は、暴動や、それによる占拠、暗殺など殺人行為を経て達成されることが多く、新しい体制占拠者は、自身の地位のさらなる安全を目指して、さらに強権的にならざるをえないからである。したがって、より民主化に近い体制は、逆説的であるが他の体制形態よりも軍部主導体制が最も有利であるといえよう。

上記のゲッデスの研究をさらに精緻化したのがハデニウスとテオレルであった。

ハデニウスとテオレルは、まず、世襲によって政権を維持する「君主制<sup>88</sup>」、軍事力によって政権を維持する「軍制<sup>89</sup>」、選挙によって政権を維持する「選挙制」の三体制に分類した。そして「選挙制」を、野党の存在が法的に認められていない場合か、もしくは認められているものの、限りなく泡沫的存在であり、政権交代の可能性がほとんどない場合を「一党体制<sup>90</sup>」とし、独立した野党の存在が認められており、立候補も可能だが自由で公正な選挙が約束させておらず、情報の操作・統制が行われている場合の「限定的多党制<sup>91</sup>」とに分類した。

結果は、1972年～2003年まで権威主義体制は計1,277年あり、一党支配体制は969年、軍制は852年、軍と党のハイブリッド型は205年、軍と多党制のハイブリッド型は132年、君主制と政党なしの場合は137年であったが、権威主義体制の基盤としての強度は、覇権党のない制限的多党制（平均5.87年）、覇権党支配下の制限的多党制（平均9.97年）、軍制（平均11.10年）、一党支配体制（平均17.80年）、君主制（平均25.40年）である<sup>92</sup>。

ハデニウスとテオレルの分析からわかることは、軍制や多党制はゲッデスの研究と同様に耐性は弱く、特に覇権党のない制限的多党制は最も折れやすい。すなわち民主化しやすい。一方独裁的傾向が強ければ強いほど、耐性は強く折れにくい、つまり民主化しにくい、ということになる。

彼らの研究は、体制変動とは文字通り政治アクター間における旧体制制度から、新体制制度への交渉の過程であるとした。ただし、その成果としての制度はただ一人、もしくは一派による支配ではなく、グループ間の妥結を映し出したものに他ならず、したがって体制移行分析においては、観察者は、変動前の主要アクター、すなわち制度に注目することが重要であるとした。それ

---

<sup>87</sup> *Ibid.*, pp.68-69.

<sup>88</sup> ここでいう君主制は、実質的政治権力を持たないイギリスなどの象徴君主制は除外する。対して湾岸諸国などの王制は勿論だが権力を世襲した場合は「君主制」とみなす。例えばシリアや北朝鮮など。

<sup>89</sup> ピノチェト時代のチリ（1973年～89年）、コンゴ共和国（1997年以降）、ミャンマーなど。

<sup>90</sup> 中国、キューバなど。

<sup>91</sup> 少なくとも議会選挙や大統領選挙が他党制下で行われている国家。2000年までのメキシコやチュニジアなど。

<sup>92</sup> Axel Hadenius and Jan Teorell, Pathway from Authoritarianism, *Journal of Democracy*, Vol.18, No.1, January 2007, p.150.

は、同じく変動前の体制に注目したシュミッターらの研究が体制維持と反体制派の「交渉に着目する」という論点から一端離れた画期的な試みであった。政権に長くとどまろうとすることを最大の選好と想定した軍部エスタブリッシュメントや、各政治アクターに注目することで、実際に独裁体制が民主化への「耐性」を備えているのか、そして移行前権威主義体制の形態がどれだけ影響を及ぼすのかについて制度とアクターの組み合わせから帰納的に抽出した考えは、移行を捉える移行論から、制度や構造、社会の形成や歴史へと視点を変えていく転換点となる研究となった。

### 少括一 「民主化移行論」の終わりー

あるゲーム論者は、独裁の均衡、すなわち、独裁者が長期にわたって君臨できる“しかけ”は、いわゆる「ネコ鈴論」や、我々がしばしば目にするハイジャックのような事例の中に簡単に見出すことができると言うだろう<sup>93</sup>。「権力者を倒すには、個々人で行動すれば必ず失敗する。では、誰が最初に行動すればいいのだろうか。最初の人是非常に高いコスト（おそらくは生命）を費やすことになる。使命感や名誉のために行動を起こす人もいるだろうが、大部分の人は費用のほうが利益より大きいと考える。」このような考えからすれば、権威主義体制の非民主化はこの囚人のジレンマ状態にあるのだと説明される。このような均衡に社会が陥ると、体制は権威主義体制のまま持続することになる、との格好の例として。

だが、その対極に位置するゲーム論者は、政府を「効率的に所得を再分配するための仕組み」と考え、無駄な政策や、非効率な体制が、非効率な企業が市場競争の中で生き残れないのと同じように早晩淘汰されると考えている。したがって、「現存するものは皆、効率的である」と主張する。だが、この見解は、非効率な権威主義体制を説明するには当然不可解なものになる。

---

<sup>93</sup> 「ねずみたちは、猫の首に鈴をつけることができれば、自分達の生命ははるかに安全になるだろうという点で全員の意見が一致している。だが、誰が命をかけて猫に鈴をつけに行くかという点で意見がまとまらないのであった」。ハイジャックの例も同様である。飛行機の多数の乗客が、拳銃を持った一人のハイジャッカーの前に全く無力であるのはどうしてだろうか。多人数が一斉に行動を起こせば成功する確率が高いが、同一行動のための意思疎通や協調は難しい。Avinash Dixit and Barry Nalebuff, *Thinking Strategically – The Competitive Edge in Business, Politics and Everyday Life*, W/W Norton & Co Inc 1993. 邦訳、菅野隆、島津祐一訳「戦略的思考とは何か」、1995年、25-26頁。著者は、もう一点面白い例を挙げているので紹介しておこう。ソ連の第20回共産党大会でフルシチョフがスターリンによる粛清を批判した時、聴衆の中から「フルシチョフ、お前はあの時何をしていたんだ」という叫び声が上がった。フルシチョフはその声のする方に向かって言った。「どうぞ立ち上がって自分の立場を明らかにしてください」。しかし、立ち上がるものはいなかった。その時、フルシチョフは「私もあなたと同じだったんですよ」と言った。

結局、本章で明らかにされたように、民主化および非民主化のメカニズムはそのようなゲーム論で簡単に説明できるものではない。エージェントのみに背負わすことのできる問題ではなく、政治構造の問題であり、経済構造の問題であり、これまで可視化されてこなかった問題であるからである。

キャロサーは、『移行パラダイムの終焉』で、オドンネルとシュミッターに率いられた南欧、南米、東欧における事例から抽出した“体制移行学”モデルは、90年代初めまでその有効性を認めるとしても、現在では、もはや移行パラダイムは現実にはそぐわない。時代遅れを認めてより現実を見つめるべきだと厳しく批判した<sup>94</sup>。具体的な批判としては、第一に、民主化移行期にあるとしながら独裁者がのうのうと地位にとどまっている事実である。第二に、民主化は、強硬派對穏健派による対立を起点にして、決まった経路順に移行し、体制崩壊へと至るという想定である。第三に、選挙を決定的に重要視する、選挙さえあればいいという想定である。第四に、民主化移行における前提条件として経済レベルや、これまでの政治的過去、制度的に受け継がれてきたもの、民族構成、社会的・文化的伝統や慣習を重要視しない想定である。

キャロサーは、民主化にはいかなる前提条件もない、したがってどのような国家も民主主義体制へと変貌できるという誤ったメッセージを流す結果となっていると批判した。そして最後に、多くの国が今なお最低のレベルでの国家構築に直面しているところでは、国家構築と民主化構築の意味は違ふとし、民主化移行論で論じられる以上により複雑な行程を要求すると述べた<sup>95</sup>。

なるほどオドンネル、シュミッター、リンズ、ステパン、プシェボルスキーらによるいわゆる「移行学派」による研究は、社会・経済決定論ないし還元論から脱却し、政治固有の力学に焦点を当てることで政治学を復活させた点にある。だが、問題は、アクター中心アプローチが寄って立つアクターの戦略と行動に注目し過ぎてしまったことである。そのためアクターが所属する社会や経済、そして制度から乖離した存在となって、宙に浮いてしまっているのだ<sup>96</sup>。様々なしがらみから自由になったいわば負荷のないアクターが民主化を担うことができるという議論に一体どれほどの説得力があるのか。結局この答えは民主化を構造からアクターへと復権させたい政治学者の「自己満足的な希望」ということになる。

実際のところ民主化したとされる多くの国は、一旦複数政党制へ移行したものの、独裁体制へと逆戻りした国々も少なくない<sup>97</sup>。それらの国は実質的に民主主義が機能しておらず、権威主義

---

<sup>94</sup> Thomas Carothers, “The End of the Transition Paradigm”, *Journal of Democracy*, Vol.13, No.1, January 2002, p.6, 20.

<sup>95</sup> *Ibid.*, pp.6-9, 14-17.

<sup>96</sup> *Ibid.*, p.16.

<sup>97</sup> 例えば、ウズベキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、トーゴなどである。例えばトーゴでは、1992年に一党独裁から複数制へと移行したものの、翌年の選挙で67年からの旧体制指導者エヤデマが政権を維持。98年再選され任期制限規定を修正し、2003年6月5選を決め、現在もなお政権にある。野党・言論機関への弾圧、多数の人権侵害が報告されている。

体制と民主主義体制の間を揺れ動く「グレーゾーン」に他ならず、そこに残ったのは、政治学者が名づけた、様々な“形容詞つき”の民主主義体制である<sup>98</sup>。一カ国も民主化していないとされる中東・北アフリカ地域をみても、選挙の実態をみれば、その問題は、さらに鮮明となる。すでにみたようにアラブ諸国の選挙の数をみれば、89年から07年まで実に100以上の選挙が実施されている。

キャロサーは、民主主義の“行き詰まり”について、二つの要因を挙げている。一つは、「無能な多元主義」である。もう一つは、「覇権政治」である。キャロサーは言う。「前者においては、矛盾するようだが、政治的自由、定期的選挙、異なった政治勢力間における政権交代もある。しかしこのような肯定的側面も、よく観察すると、主要政党における政治エリートはどれも汚職にまみれ、私利追求型であり、かつ不誠実、そして無能であることがほとんどである。選挙はただ単に問題を先送りするだけの“不幸な儀式”に過ぎない。総じて投票率も低く、市民は当然のことながら結果に対して無関心であり、エリートと市民は完全に乖離している。経済パフォーマンスは停滞し、有効な政治改革ならびに社会制度改革は実行されることがない。国家は犯罪や汚職問題から福祉、教育、公共衛生など、ありとあらゆる問題に直面している<sup>99</sup>」。

「後者の場合は、事実上一党覇権体制となっていて、国家と党の境界線がはっきりせず、実質的に政権交代の可能性がないことが最大の特徴である。そこでは仮に野党および反対勢力の存在が認められている場合ですら、その異議申し立ては極めて限定的かつ効力がなく、司法にいたっても、政権寄りであることが少なくない。また経済活動、メディア、警察、様々なアクターは政権政党の支配下にある。選挙に関しては、総じて自由かつ公正である前者に比べて、覇権政治型では、完全に詐欺とはいかないまでもかぎりなく疑わしい場合が観察される。それは非合理的な大勝利を収める場合が多いからである。選挙は、国際社会において正当性を見せつける道具であるため、巧妙に操作される。無能な多元主義型の毀誉褒貶する政治体制に比べて覇権政治型は極めて安定しているが、それだけに長い政権維持のためやはり汚職は広い範囲で観察され、それがしばしば圧力となって政治リーダーは対策を迫られる。だがそれも野党や反対勢力の牙が抜かれて

---

<sup>98</sup> *Ibid.*, p.10. 「半民主主義」、「形式的民主主義」、「選挙民主主義」、「表面的民主主義」、「擬似民主主義」、「弱い民主主義」、「部分的民主主義」、「非リベラル民主主義」、「ヴァーチャル民主主義」、「委任民主主義」等。Cf. David Collier and Steven Levitsky, *Democracy with adjectives: Conceptual Innovation in Comparative Research*, *World Politics* 49, April 1997, pp.430-451.

<sup>99</sup> *Ibid.*, p.11. 主としてラテンアメリカに多くみられる。ニカラグア、エクアドル、ガテマラ、パナマ、ホンデュラス、ボリビアであり、アルゼンチン、ブラジルはそのカテゴリーのぎりぎりに位置する。ポスト共産主義エリアでは、モルドバ、ボスニア、アルバニア、ウクライナであり、同様にルーマニア、ブルガリアはぎりぎりに位置する。アジアで代表的なのは、ネパールである。バングラデシュ、モンゴル、タイもこのカテゴリーに位置する。サブ・サハラではマダガスカル、ギニアビザウ、シエラレオネが代表国である。

いるために、抜本的な解決は見られない<sup>100</sup>」。

キャロサーの議論で重要だと思われるのは、どちらの政治形態でも、ひとたびその形態に落ち着くと、「病的な均衡」に陥ってしまうという見解である<sup>101</sup>。民主化は容易ではない。国際社会による民主化支援は「司法改革」、「議会強化策」、「市民社会援助」、「メディア支援」、「政党発展策」、「市民教育」、「選挙プログラム」をそのまま決められた通りに実行するだけでは十分でない。前者においては政党を含む政治参加者の質や多様性を考慮しながら市民社会と政治を結びつける努力をする必要がある。後者においては、一体化した国家と党の境界に再び切れ目を入れるようにして代替となる政党の支援を実行しなければならない<sup>102</sup>。そして政策決定過程への参加から社会経済領域の改革を目指した労働法や銀行法、税法に至るまで民営化プロセスなどの経済援助や、制度構築が民主化を推進する上で重要になる<sup>103</sup>。

民主主義の導入に関して、一定の前提条件があると述べるのはキャロサーだけではない。例えば現在ニュース・ウィーク・インターナショナルを取り仕切るファーリド・ザカリアは、立憲的自由主義と民主主義を分けて議論するべきであるとしている。まず人権の保障が宣言された法に従って権力分立を原理とする統治システムである立憲主義を確立することが先だと述べる。法の支配のもと、個人の権利（言論の自由、所有の自由、信教の自由）が守られ、真の対話を可能にし、責任ある市民社会を醸成する。それはまた政治の操作から独立した司法制度と広範な政治改革を要求する。これが政治的自由と民主化を達成する上で重要な条件となると主張している<sup>104</sup>。またザカリアは、真の自由経済システムの推進を唱えている。それは自由経済が資本主義経済に立脚しているために契約を必要とする、つまり法の支配を導くからである<sup>105</sup>。

だが、自由経済が必ずしも民主主義を導かないのは、周知の事実である。「法の支配」に立ち返

---

<sup>100</sup> *Ibid.*, p.12. 第三の波が去った後のアフリカで、多くの覇権政治型が生まれた。カメルーン、ブルキナファッソ、赤道ギニア、タンザニア、ガボン、ケニア、モーリタニア、ザンビア、コンゴ（ブラザビル）である。旧ソ連諸国においては、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、キルギスタン、カザフスタン、中央アジアのいくつかの共和国やベラルーシもこのカテゴリーである。また北アフリカ・中東地域では、80年代半ばからのリベラル化によって、この形態に落ち着いたモロッコ、ヨルダン、アルジェリア、エジプト、イラン、イエメンが挙げられる。アジアではマレーシアとカンボジアがこのカテゴリーとして考えられる。ラテンアメリカは、パラグアイとヴェネズエラが、この形態に近い。

<sup>101</sup> *Ibid.*, pp.13-14. だが、彼自身も認めているように、ある政治体制の形態が永遠に続くということはなく、両者を行き来する場合もある。当然のことながら、繰り返すまでもなく真の民主主義体制に移行するか、または独裁体制に逆戻りする場合もある。

<sup>102</sup> *Ibid.*, pp.18-19.

<sup>103</sup> *Ibid.*, pp. 19-20., Thomas Carothers, How Democracies Emerge: The “Sequencing” Fallacy, *Journal of Democracy*, Vol.18, No.1, January 2007, pp.18-20.

<sup>104</sup> Fareed Zakaria, Islam, Democracy, and Constitutional Liberalism, *Political Science Quarterly*, Vol.119, No.1, 2004, pp.18-20. Cf., Fareed Zakaria, *The Futur of Freedom*, New York: W.W.Norton, 2003.

<sup>105</sup> *Ibid.*, p.16.

るべきだという視点についても、法の支配が確立されれば民主主義が根付くとも限らない。だが、それでもこれらの問題が改めて検討されなされているのは、民主主義がその名のもとに人権を弾圧したり、反自由主義へと容易に変貌するからである<sup>106</sup>。

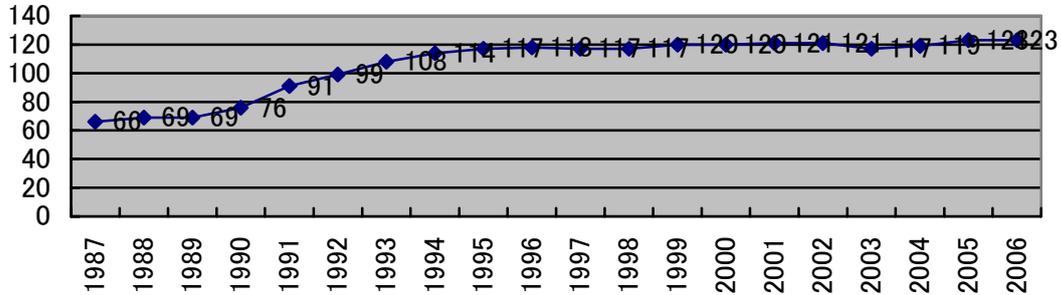
これまで比較政治学では過度に民主主義をゴールに、様々な議論が組み立てられてきた。特に、東西冷戦終結以降、自由民主主義の勝利が叫ばれて以来、誰もが自由で、潜在能力を十全に発揮できる民主主義は、普遍的で、現代における統治システムでは最良であると信じられてきた。だが、民主主義とは一体何か、我々はもっと考慮する必要がある。そしてそれ以上に権威主義体制とは一体何か検討する必要がある。

では次章で、中東に光を当て、どのような要因が権威主義体制を維持させているのか、検討していこう。

---

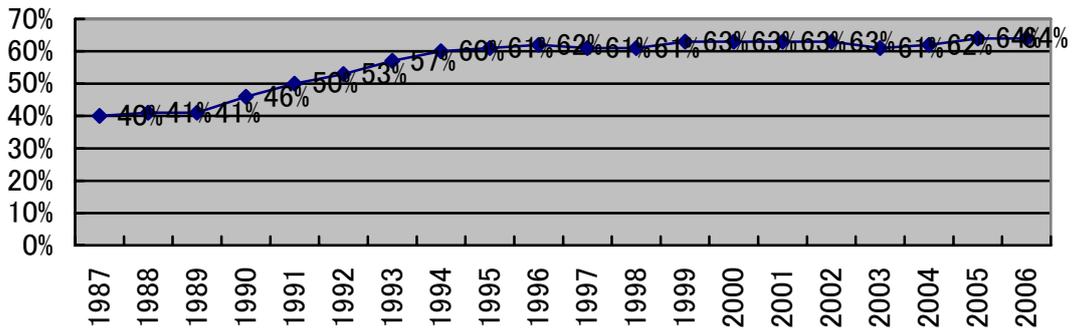
<sup>106</sup> Guillermo O'Donnell, The Quality of Democracy: Why the Rules of Law Matters, *Journal of Democracy*, Vol.15, No.4, October 2004, pp.32-46.

表 5 フリーダム・ハウスによる「選挙制度を備えた民主主義(Electoral Democracies)」国家数



出所: Freedom in the world 2007, Freedom House 2007

表 6 フリーダム・ハウスによる「選挙制度を備えた民主主義(Electoral Democracy)」の割合



出所: Freedom in the world 2007, Freedom House 2007

表 7 フリーダムハウスによる世界の民主化の傾向

	Free	Partly Free	Not Free
1976	42(26%)	49(31%)	68(43%)
1986	57(34%)	57(34%)	53(32%)
1996	79(41%)	59(31%)	53(28%)
2006	90(47%)	58(30%)	45(23%)

出所: Freedom in the World 2007, Freedom House 2007.

表 8 地域別による政治体制の分類(2007年現在)

民主主義 FH 1-2.0	選挙民主主義 FH >2.0	競争的権威主義	覇権的選挙権威主義	政治的閉鎖権威主義
<b>アジア(25)</b> 日本(1,2) 台湾(1,2) 韓国(1,2)	モンゴル(2,2) インド(2,3) インドネシア(2,3) フィリピン(3,3) バングラデシュ(4,4) スリランカ(4,4)	東ティモール(5,3) ネパール(5,4) アフガニスタン(5,5) タイ(7,4)	シンガポール(5,4) モルジブ(6,5) カンボジア(6,5) パキスタン(6,5)	ブルネイ(6,5) ブータン(6,5) 中国(7,6) ラオス(7,6) ヴェトナム(7,5) ミャンマー(7,7) 北朝鮮(7,7)
<b>太平洋州(12)</b> 8 島嶼国*1	パプア・ニューギニア(2,3) ソロモン諸島(4,3)	トンガ(5,3) フィジー(6,4)		
<b>アフリカ(サハラ以南)(48)</b> ケープヴェルデ(1,2) モーリシャス(1,2) サオトメ&プリンシップ(1,2) 南アメリカ(1,2) ボツワナ(2,2)	ガーナ(2,3) マリ(2,3) ナミビア(2,3) ベナン(3,2) マダガスカル(2,4) セイシェル(3,3) レソト(2,3) セネガル(3,4) ニジェール(4,4) モザンビーク(3,4) ザンビア(3,4)	中央アフリカ共和国(4,5) ギニア・ビザウ(4,5) ガボン(6,4) ガンビア(5,4) エチオピア(5,5) ケニア(3,3) カメルーン(6,6) ジンバブエ(7,6) シエラレオネ(4,3) タンザニア(4,3) ジブチ(5,5) トーゴ(6,5)	ブルキナファソ(5,3) コモロ諸島(3,4) モーリタニア(5,4) チャド(6,6) ギニア(6,5) ウガンダ(5,4) アンゴラ(6,5) リベリア(3,4) 赤道ギニア(7,6)	スワジランド(7,5) ブルンジ(4,5) コンゴ(キンシャサ)(5,6) コンゴ(ブラザビル)(6,5) エリトリア(7,6) ルワンダ(6,5) ソマリア(7,7) スーダン(7,7) コート・ジボワール(7,6)
<b>中東・北アフリカ(19)</b> イスラエル(1,2)	トルコ(3,3)	レバノン(5,4) イラン(6,6) イエメン(5,5)	クウェート(4,4) ヨルダン(5,4) モロッコ(5,4) アルジェリア(6,5) チュニジア(6,5) エジプト(6,5)	バーレーン(5,5) オマーン(6,5) アラブ首長国連邦(6,5) カタール(6,5) イラク(6,6) リビア(7,7) サウジアラビア(7,6) シリア(7,6)
<b>アメリカ・西ヨーロッパ(28)</b> 西ヨーロッパ 24 カ国(1,1)				

USA(1,1) カナダ(1,1) オーストラリア(1,1) ニュージーランド (1,1)				
<b>東ヨーロッパ・ポスト 共産主義(27)</b> チェコ共和国(1,1) ハンガリー(1,1) ポーランド(1,1) スロバキア(1,1) エストニア(1,1) ラトビア(1,1) リトアニア(1,1) ブルガリア(1,2) クロアチア(2,2) ルーマニア(2,2)	ウクライナ(3,2) モルドバ(3,4) ユーゴスラビア (3,3) アルバニア(3,3) グルジア(3,3) マセドニア(3,3)	ボスニア・ヘルツェ ゴビア(3,3) アルメニア(5,4) ロシア(6,5) ベラルーシ(7,6)	アゼルバイジャン (6,5) カザフスタン(6,5) タジキスタン(6,5)	トルキメニスタン (7,7) ウズベキスタン (7,7)
<b>ラテンアメリカ・カリ ブ海(33)</b> カリブ海8島嶼国*2 ウルグアイ(1,1) コスタリカ(1,1) パナマ(1,2) スリナム(2,2) ボリビア(3,3) ペルー(2,3) チリ(1,1) ドミニカ共和国(2,2) ギアナ(2,3)	アルゼンチン(2,2) エルサルバドル (2,3) ジャマイカ(2,3) パラグアイ(3,3) メキシコ(2,3) コロンビア(3,3) ブラジル(2,2) エクアドル(3,3) ホンデュラス(3,3) ニカラグア(3,3) トリニダード&トバ ゴ(2,2) ガテマラ(3,4) ベネズエラ(4,4)	アンティグア&バル ブダ(2,2) ハイチ(4,5)		キューバ(7,7)

出所: Freedom in the World 2007, Freedom House 2007. Diamond 2002: Larry Diamond, Elections Without Democracy: Thinking About Hybrid Regimes, *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 2, April 2002, p. 30-31. なおダイヤモンドの分類は、2002年時点の分類であり、2007年時点の状況を加味して修正して表示した。また「どちらでもない体制」として分類されていた数カ国（インドネシア、フィジー、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ等）を、議論を簡略化するためいずれかの項目に挿入して表示した。

\*1 キリバリ(1,1)、マーシャル諸島(1,1)、ミクロネシア(1,1)、ナウル(1,1)、パラオ、ツバル(1,1)、サモア、バヌアツ(2,2)。

\*2 バハマ(1,1)、バルバドス(1,1)、ドミニカ(1,1)、Stキッツ&ネービス(1,1)、Stルシア(1,1)、ベリーズ(1,2)、グレナダ(1,2)、Stヴァンサン&グレナディン(2,1)。

